

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年9月15日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	坂本 久
【電話番号】	03-3277-1800
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル・ナビ
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成27年3月14日から平成28年3月15日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成27年 3月13日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するとともに、併せて原届出書添付書類の訂正を行うため提出するものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に「中間財務諸表」の記載事項が追加され、2 ファンドの現況が更新されます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### b. ファンドの特色

<訂正前>

(略)

### (参考)当ファンドが投資する各マザーファンドの運用方針

#### **国内株式**

##### **ニュー トピックス インデックス マザーファンド**

- ・東京証券取引所第一部に上場されている株式に投資し、東証株価指数に連動する投資成果を目指した運用を行います。

#### **先進国株式**

##### **新光外国株式インデックスマザーファンド**

- ・主として日本を除く世界主要先進国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

#### **国内債券**

##### **新光日本債券インデックスマザーファンド**

- ・主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA - BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

#### **先進国債券**

##### **海外国債マザーファンド**

- ・主として日本を除く世界主要先進国（アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダの6カ国）が発行する公社債に投資し、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。
- ・シティ世界国債インデックス（除く日本、7～10年、円ベース）をベンチマークとして、インデックスを上回る投資成果を目指します。
- ・外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

##### **新光外国債券インデックスマザーファンド（為替ヘッジあり）**

- ・主として日本を除く世界主要国の公社債に投資し、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

#### **新興国債券**

## グローバル高金利通貨マザーファンド

- ・新興国を中心とする世界の国の中から、主として地域分散と金利水準の観点により選定した複数の通貨建ての国際機関債などに分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ・通貨配分は、北米・中南米、欧州、アジア・オセアニア、中東・アフリカの4地域について、それぞれ25%程度とすることを基本とします。各地域内における通貨配分は、金利水準や金利・為替動向、流動性などを勘案して決定します。
 

流動性の低下、市場規模の縮小、通貨制度の変更などにより、各地域に対する通貨配分比率を25%程度にできない場合があります。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## 国内REIT

### 新光J-REITマザーファンド

- ・主として東証REIT指数の採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うことにより、東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果を目指した運用を行います。

## 先進国REIT

### 新光米国REITマザーファンド

- ・主として米国の取引所上場および店頭市場登録の不動産投資信託証券（REIT）に投資を行うことにより、円換算したFTSE NAREIT All Equity REITs インデックスの動きを概ね捉える投資成果を目指した運用を行います。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

上記の各マザーファンドの運用方針は、各マザーファンドの内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、記載内容は平成27年3月13日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

## (参考)当ファンドの投資対象候補であるETFの概要（平成27年3月13日現在）

### 新興国株式

下記の投資対象候補およびその概要は平成27年3月13日現在のものであり、今後予告なく変更する場合があります。

### 名称：iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF

投資目的：MSCIエマージング・マーケットIMIインデックスと同等水準の投資成果を目指しています。

運用会社：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

上場取引所：NYSEアーカ取引所

## 主な投資制限

株式などへの投資割合

株式および上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式などへの投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

（略）

<訂正後>

（略）

## (参考)当ファンドが投資する各マザーファンドの運用方針

### 国内株式

#### ニュー トピックス インデックス マザーファンド

- ・東京証券取引所第一部に上場されている株式に投資し、東証株価指数に連動する投資成果を目指した運用を行います。

### 先進国株式

#### 新光外国株式インデックスマザーファンド

- ・主として日本を除く世界主要先進国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

### 国内債券

#### 新光日本債券インデックスマザーファンド

- ・主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA - BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

### 先進国債券

#### 海外国債マザーファンド

- ・主として日本を除く世界主要先進国（アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダの6カ国）が発行する公社債に投資し、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。
- ・シティ世界国債インデックス（除く日本、7～10年、円ベース）をベンチマークとして、インデックスを上回る投資成果を目指します。
- ・外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

#### 新光外国債券インデックスマザーファンド（為替ヘッジあり）

- ・主として日本を除く世界主要国の公社債に投資し、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

### 新興国債券

#### グローバル高金利通貨マザーファンド

- ・新興国を中心とする世界の国の中から、主として地域分散と金利水準の観点により選定した複数の通貨建ての国際機関債などに分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ・通貨配分は、北米・中南米、欧州、アジア・オセアニア、中東・アフリカの4地域について、それぞれ25%程度とすることを基本とします。各地域内における通貨配分は、金利水準や金利・為替動向、流動性などを勘案して決定します。  
流動性の低下、市場規模の縮小、通貨制度の変更などにより、各地域に対する通貨配分比率を25%程度にできない場合があります。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## 国内REIT

### 新光J-REITマザーファンド

- ・主として東証REIT指数の採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うことにより、東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果を目指した運用を行います。

## 先進国REIT

### 新光米国REITマザーファンド

- ・主として米国の取引所上場および店頭市場登録の不動産投資信託証券（REIT）に投資を行うことにより、円換算したFTSE NAREIT All Equity REITs インデックスの動きを概ね捉える投資成果を目指した運用を行います。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

上記の各マザーファンドの運用方針は、各マザーファンドの内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、記載内容は平成27年9月15日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

## (参考)当ファンドの投資対象候補であるETFの概要（平成27年9月15日現在）

### 新興国株式

下記の投資対象候補およびその概要は平成27年9月15日現在のものであり、今後予告なく変更する場合があります。

### 名称：iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF

投資目的：MSCIエマージング・マーケットIMIインデックスと同等水準の投資成果を目指しています。

運用会社：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

上場取引所：NYSEアーカ取引所

## 主な投資制限

株式などへの投資割合	株式および上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式などへの投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

	同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(略)

## (3)【ファンドの仕組み】

&lt;訂正前&gt;

## b. 委託会社の概況

## (イ) 資本金の額(平成26年12月末現在)

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

## (ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

## (ハ) 大株主の状況

(平成26年12月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52

&lt;訂正後&gt;

## b. 委託会社の概況

## (イ) 資本金の額(平成27年6月末現在)

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

## (ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更

昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

## (八) 大株主の状況

(平成27年6月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## &lt;訂正前&gt;

## a. 基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

## b. 運用の方法

## (イ) 主要投資対象

ニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券、新光外国株式インデックス マザーファンド受益証券、新光日本債券インデックスマザーファンド受益証券、海外国債マザーファンド受益証券、新光外国債券インデックスマザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券、グローバル高金利通貨マザーファンド受益証券、新光J-REITマザーファンド受益証券、新光米国REITマザーファンド受益証券、および新興国株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（以下「新興国株ETF」といいます。）を主要投資対象とします。

## (ロ) 投資態度

主としてマザーファンド受益証券、および新興国株ETFに投資することにより、実質的にわが国および海外の株式、債券および不動産投資信託証券に分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。投資対象のマザーファンド、および上場投資信託証券は以下の通りとします。

内国証券投資信託（親投資信託）	ニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券
内国証券投資信託（親投資信託）	新光外国株式インデックスマザーファンド受益証券
内国証券投資信託（親投資信託）	新光日本債券インデックスマザーファンド受益証券
内国証券投資信託（親投資信託）	海外国債マザーファンド受益証券

内国証券投資信託(親投資信託)	新光外国債券インデックスマザーファンド(為替ヘッジあり)受益証券
内国証券投資信託(親投資信託)	グローバル高金利通貨マザーファンド受益証券
内国証券投資信託(親投資信託)	新光J-REITマザーファンド受益証券
内国証券投資信託(親投資信託)	新光米国REITマザーファンド受益証券
新興国株ETF	

新興国株ETFについては、規模、流動性、ベンチマーク指数等を総合的に判断して、銘柄を決定します。

各マザーファンド受益証券、および上場投資信託証券等への投資比率は、世界経済、金融市場の動向等を勘案して機動的に変更します。

各マザーファンド受益証券と上場投資信託証券を合算した投資比率は、原則として高位を保ちますが、市場環境等を勘案して、投資比率を引き下げることがあります。

効率的な運用を行うことを目的として、株価指数先物取引、国債先物取引等を利用することがあります。

各マザーファンド受益証券、および上場投資信託証券等への投資比率の決定にあたっては、みずほ信託銀行株式会社から投資助言および情報提供を受けます。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### (八) 主な投資制限

株式および上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

#### 各マザーファンドの運用方針

##### ニュー トピックス インデックス マザーファンド

##### 1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数に連動する投資成果をめざした運用を行います。

##### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を投資対象とします。

##### (2) 投資態度

投資成果を東証株価指数の動きにできるだけ連動させるため、原則として東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい、約200銘柄以上の株式に分散投資を行います。

資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則として東京証券取引所における業種別、銘柄

柄別時価構成比を勘案しながら、当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい売買を行います。

株式の組入比率は、高位を保ちます。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

## 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## 新光外国株式インデックスマザーファンド

### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス(円ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

株式の組入比率については、原則として高位を保ちます。

ファンドの資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## 新光日本債券インデックスマザーファンド

### 1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA - BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

### 2. 運用方針

#### (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA - BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

公社債の組入比率については、原則として高位を保ちます。

ファンドの資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## 海外国債マザーファンド

### 1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象として、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日本を除く、シティ世界国債インデックスに含まれる国に所在する政府、政府関係機関、国際機関、法人およびその他事業体が発行する当該インデックスに含まれる通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、短期金融商品を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

シティ世界国債インデックス（除く日本、7～10年、円ベース）をベンチマークとして、インデックスを上回る投資成果を目指す運用を行います。

債券ポートフォリオは、日本を除くG7構成国（アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダの6カ国）が発行する国債、政府機関債を中心に投資します。

運用にあたっては、主として以下の運用手法を用います。

(イ) 超過収益獲得の観点から

- ・通貨アロケーション： 投資環境判断に基づいて、通貨圏毎にオーバーウエイトやアンダーウエイトを行うこと。
- ・イールドカーブ戦略： 市場別のイールドカーブの形状予測に基づいて、ポートフォリオの構成を変化させること。
- ・セクターアロケーション： ある公社債と同等の格付けがありながら上乗せ金利のある他の公社債へ投資すること。アメリカを中心に、国債と格付けが同等で上乗せ金利のある政府機関債へ投資します。

(ロ) リスク管理の観点から

- ・デュレーション調整： ポートフォリオ全体のデュレーションを、ベンチマークのそれに近似させること。

外貨建資産については、ヘッジを行いません。したがって、基準価額は為替の変動によって大きく変動することが考えられます。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には特に制限を設けません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

新光外国債券インデックスマザーファンド（為替ヘッジあり）

1. 基本方針

この投資信託は、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として日本を除く世界主要国の公社債に投資し、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

公社債の組入比率については、原則として高位を保ちます。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債

の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## グローバル高金利通貨マザーファンド

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

世界各国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

新興国を中心とする世界の国の中から主として地域分散と金利水準の観点により複数の通貨を選定し、当該通貨建ての国際機関債や政府機関債、州政府債を中心とする信用力の高い公社債に分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

通貨配分は、北米・中南米、欧州、アジア・オセアニア、中東・アフリカの4地域についてそれぞれ25%程度とすることを基本とします。ただし、流動性の低下、市場規模の縮小、通貨制度の変更等により、各地域に対する通貨配分比率を25%程度とできない場合があります。

各地域内における通貨配分は、金利水準や金利・為替動向、流動性等を勘案して決定します。

投資対象とする公社債は、取得時において、スタンダード・アンド・プアーズ社およびムーディーズ社のいずれかよりAA/Aa2格以上の信用格付けを付与されているものとします。

組入公社債の平均残存期間は、1～3年程度とします。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

### 3．収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

#### 新光J-REITマザーファンド

##### 1．基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果を目指した運用を行います。

##### 2．運用方法

###### (1) 投資対象

わが国の取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

###### (2) 投資態度

主として東証REIT指数の採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うことにより、東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果を目指した運用を行います。

不動産投資信託証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

大量の追加設定・解約が発生した場合、市況動向に急激な変化が生じた場合ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

###### (3) 投資制限

不動産投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券の投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証REIT指数における時価総額構成割合が30%を上回る銘柄については、当該構成割合以内の率を上限として組入れることができるものとします。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3．収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

#### 新光米国REITマザーファンド

##### 1．基本方針

この投資信託は、円換算したFTSE NAREIT All Equity REITs インデックスの動きを概ね捉える投資成果を目指した運用を行います。

##### 2．運用方法

###### (1) 投資対象

米国の取引所上場および店頭市場登録の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます）

す。)を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

主として米国の取引所上場および店頭市場登録のREITに投資を行うことにより、円換算したFTSE NAREIT All Equity REITs インデックスの動きを概ね捉える投資成果を目指した運用を行います。

REITの組入比率については、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

大量の追加設定・解約が発生した場合、市況動向に急激な変化が生じた場合ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

REITおよび短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

REITへの投資割合には制限を設けません。

同一銘柄のREITへの投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、FTSE NAREIT All Equity REITs インデックスにおける時価総額構成割合が30%を上回る銘柄については、当該構成割合以内の率を上限として投資できるものとします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## <訂正後>

### a. 基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

### b. 運用の方法

#### (イ) 主要投資対象

ニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券、新光外国株式インデックス マザーファンド受益証券、新光日本債券インデックスマザーファンド受益証券、海外国債マザーファンド受益証券、新光外国債券インデックスマザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券、グローバル高金利通貨マザーファンド受益証券、新光J-REITマザーファンド受益証券、新光米国REITマザーファンド受益証券、および新興国株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（以下「新興国株ETF」といいます。）を主要投資対象とします。

#### (ロ) 投資態度

主としてマザーファンド受益証券、および新興国株ETFに投資することにより、実質的にわが国および海外の株式、債券および不動産投資信託証券に分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。投資対象のマザーファンド、および上場投資信託証券は以下の通りとします。

内国証券投資信託（親投資信託）	ニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券
-----------------	------------------------------

内国証券投資信託(親投資信託)	新光外国株式インデックスマザーファンド受益証券
内国証券投資信託(親投資信託)	新光日本債券インデックスマザーファンド受益証券
内国証券投資信託(親投資信託)	海外国債マザーファンド受益証券
内国証券投資信託(親投資信託)	新光外国債券インデックスマザーファンド(為替ヘッジあり)受益証券
内国証券投資信託(親投資信託)	グローバル高金利通貨マザーファンド受益証券
内国証券投資信託(親投資信託)	新光J-REITマザーファンド受益証券
内国証券投資信託(親投資信託)	新光米国REITマザーファンド受益証券
新興国株ETF	

新興国株ETFについては、規模、流動性、ベンチマーク指数等を総合的に判断して、銘柄を決定します。

各マザーファンド受益証券、および上場投資信託証券等への投資比率は、世界経済、金融市場の動向等を勘案して機動的に変更します。

各マザーファンド受益証券と上場投資信託証券を合算した投資比率は、原則として高位を保ちますが、市場環境等を勘案して、投資比率を引き下げることがあります。

効率的な運用を行うことを目的として、株価指数先物取引、国債先物取引等を利用することがあります。

各マザーファンド受益証券、および上場投資信託証券等への投資比率の決定にあたっては、みずほ信託銀行株式会社から投資助言および情報提供を受けます。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### (八) 主な投資制限

株式および上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 各マザーファンドの運用方針

### ニュー トピックス インデックス マザーファンド

#### 1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数に連動する投資成果をめざした運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を投資対象とします。

##### (2) 投資態度

投資成果を東証株価指数の動きにできるだけ連動させるため、原則として東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい、約200銘柄以上の株式に分散投資を行います。

資金の流入に伴う売買にあたっては、原則として東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら、当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい売買を行います。

株式の組入比率は、高位を保ちます。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができません。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

### 新光外国株式インデックスマザーファンド

#### 1. 基本方針

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

株式の組入比率については、原則として高位を保ちます。

ファンドの資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## 新光日本債券インデックスマザーファンド

### 1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA - BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

### 2. 運用方針

#### (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA - BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

公社債の組入比率については、原則として高位を保ちます。

ファンドの資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## 海外国債マザーファンド

### 1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象として、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日本を除く、シティ世界国債インデックスに含まれる国に所在する政府、政府関係機関、国際機関、法人およびその他事業体が発行する当該インデックスに含まれる通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、短期金融商品を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

シティ世界国債インデックス（除く日本、7～10年、円ベース）をベンチマークとして、インデックスを上回る投資成果を目指し運用を行います。

債券ポートフォリオは、日本を除くG7構成国（アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダの6カ国）が発行する国債、政府機関債を中心に投資します。

運用にあたっては、主として以下の運用手法を用います。

#### (イ) 超過収益獲得の観点から

- ・通貨アロケーション： 投資環境判断に基づいて、通貨圏毎にオーバーウエイトやアンダーウエイトを行うこと。
- ・イールドカーブ戦略： 市場別のイールドカーブの形状予測に基づいて、ポートフォリオの構成を変化させること。
- ・セクターアロケーション： ある公社債と同等の格付けがありながら上乗せ金利のある他の公社債へ投資すること。アメリカを中心に、国債と格付けが同等で上乗せ金利のある政府機関債へ投資します。

#### (ロ) リスク管理の観点から

- ・デュレーション調整： ポートフォリオ全体のデュレーションを、ベンチマークのそれに近似させること。

外貨建資産については、ヘッジを行いません。したがって、基準価額は為替の変動によって大きく変動することが考えられます。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には特に制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## 新光外国債券インデックスマザーファンド(為替ヘッジあり)

### 1. 基本方針

この投資信託は、シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジあり・円ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として日本を除く世界主要国の公社債に投資し、シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジあり・円ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

公社債の組入比率については、原則として高位を保ちます。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## グローバル高金利通貨マザーファンド

## 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

世界各国の公社債を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

新興国を中心とする世界の国の中から主として地域分散と金利水準の観点により複数の通貨を選定し、当該通貨建ての国際機関債や政府機関債、州政府債を中心とする信用力の高い公社債に分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

通貨配分は、北米・中南米、欧州、アジア・オセアニア、中東・アフリカの4地域についてそれぞれ25%程度とすることを基本とします。ただし、流動性の低下、市場規模の縮小、通貨制度の変更等により、各地域に対する通貨配分比率を25%程度とできない場合があります。

各地域内における通貨配分は、金利水準や金利・為替動向、流動性等を勘案して決定します。

投資対象とする公社債は、取得時において、スタンダード・アンド・プアーズ社およびムーディーズ社のいずれかよりAA/Aa2格以上の信用格付けを付与されているものとします。

組入公社債の平均残存期間は、1～3年程度とします。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## 新光J-REITマザーファンド

### 1. 基本方針

この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)に連動する投資成果を目指した運用を行います。

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

わが国の取引所上場(上場予定を含みます。)の不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

主として東証REIT指数の採用銘柄(採用予定を含みます。)に投資を行うことにより、東証REIT指数(配当込み)に連動する投資成果を目指した運用を行います。

不動産投資信託証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

大量の追加設定・解約が発生した場合、市況動向に急激な変化が生じた場合ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

不動産投資信託証券、新投資口予約権証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外には投資を行いません。

不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券の投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証REIT指数における時価総額構成割合が30%を上回る銘柄については、当該構成割合以内の率を上限として組入れることができるものとします。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## 新光米国REITマザーファンド

### 1. 基本方針

この投資信託は、円換算したFTSE NAREIT All Equity REITs インデックスの動きを概ね捉える投資成果を目指した運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

米国の取引所上場および店頭市場登録の不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として米国の取引所上場および店頭市場登録のREITに投資を行うことにより、円換算したFTSE NAREIT All Equity REITs インデックスの動きを概ね捉える投資成果を目指した運用を行います。

REITの組入比率については、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

大量の追加設定・解約が発生した場合、市況動向に急激な変化が生じた場合ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 投資制限

REITおよび短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

REITへの投資割合には制限を設けません。

同一銘柄のREITへの投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、FTSE NAREIT All Equity REITs インデックスにおける時価総額構成割合が30%を上回る銘柄については、当該構成割合以内の率を上限として投資できるものとします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

## (2) 【投資対象】

<訂正前>

### a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

### b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

(イ) 委託者は、信託金を、主として第1号から第8号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下第1号から第8号までの親投資信託を総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに第9号から第29号までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券

2. 新光外国株式インデックスマザーファンド受益証券

3. 新光日本債券インデックスマザーファンド受益証券
4. 海外国債マザーファンド受益証券
5. 新光外国債券インデックスマザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券
6. グローバル高金利通貨マザーファンド受益証券
7. 新光J - R E I Tマザーファンド受益証券
8. 新光米国R E I Tマザーファンド受益証券
9. 株券または新株引受権証書
10. 国債証券
11. 地方債証券
12. 特別の法律により法人の発行する債券
13. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
14. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
15. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
16. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
17. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
18. コマーシャル・ペーパー
19. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
20. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第9号から第19号までの証券または証書の性質を有するもの
21. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
22. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
23. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
24. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
25. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
26. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
27. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
28. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
29. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第25号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第9号の証券または証書、第20号、第25号ならびに第26号の証券または証書のうち第9号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第10号から第14号までの証券および第22号の証券のうち投資法人債券ならびに第20号、第25号および第26号の証券または証書のうち第10号から第14号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第21号および第22号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証

券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ) 上記(ハ)において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- e. 金利先渡取引および為替先渡取引
- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ) 上記(ハ)(ニ)においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ヘ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ト) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

## f．直物為替先渡取引

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  - (ロ) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - (ハ) 直物為替先渡取引の評価は、金融商品取引業者または銀行等が提示する価額もしくは価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
- (二) 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## &lt;訂正後&gt;

## a．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、約款に定めるものに限り。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

## b．有価証券および金融商品の指図範囲等

- (イ) 委託者は、信託金を、主として第1号から第8号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下第1号から第8号までの親投資信託を総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに第9号から第29号までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．ニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券

2．新光外国株式インデックスマザーファンド受益証券

3．新光日本債券インデックスマザーファンド受益証券

4．海外国債マザーファンド受益証券

5．新光外国債券インデックスマザーファンド（為替ヘッジあり）受益証券

6．グローバル高金利通貨マザーファンド受益証券

7．新光J-REITマザーファンド受益証券

8．新光米国REITマザーファンド受益証券

9．株券または新株引受権証書

10．国債証券

11．地方債証券

12．特別の法律により法人の発行する債券

13．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

14．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

15. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
16. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
17. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
18. コマーシャル・ペーパー
19. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
20. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第9号から第19号までの証券または証書の性質を有するもの
21. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
22. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
23. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
24. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
25. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
26. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
27. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
28. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
29. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第25号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの  
なお、第9号の証券または証書、第20号、第25号ならびに第26号の証券または証書のうち第9号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第10号から第14号までの証券および第22号の証券のうち投資法人債券ならびに第20号、第25号および第26号の証券または証書のうち第10号から第14号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第21号および第22号の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## c. 先物

- (イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## d. スワップ

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

## e. 金利先渡取引および為替先渡取引

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」

といたします。)が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ホ) 上記(ハ)(ニ)においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ヘ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ト) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

#### f. 直物為替先渡取引

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

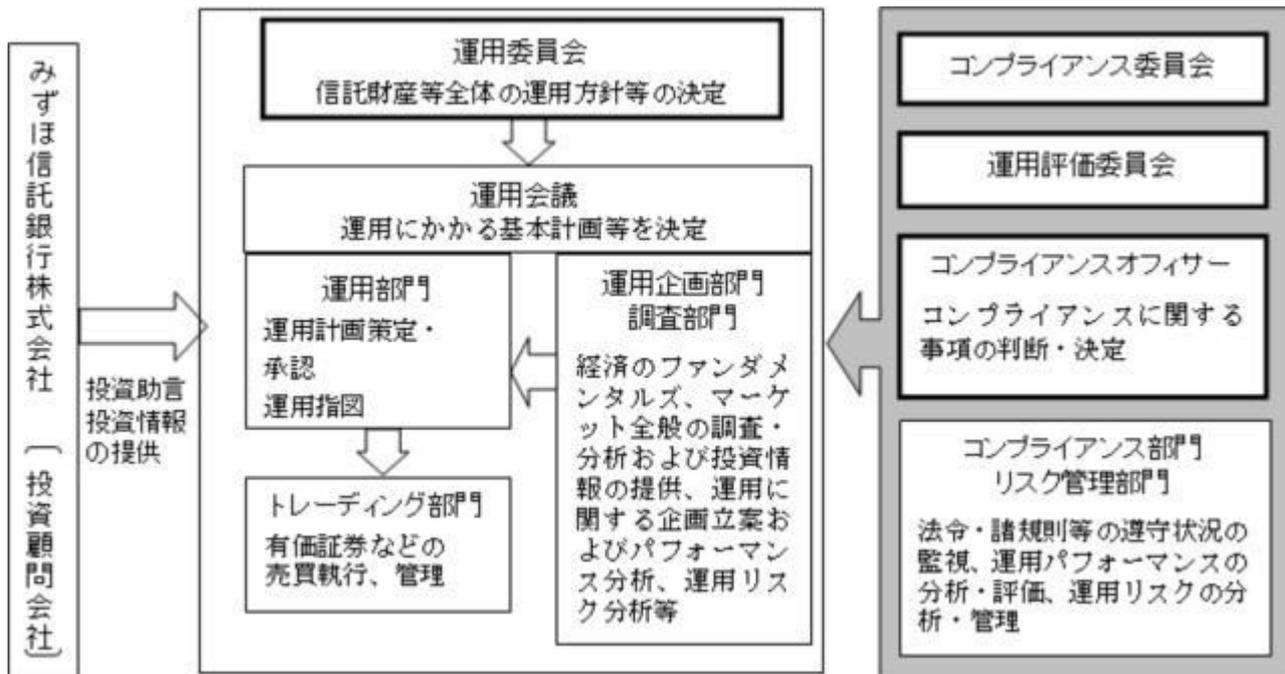
(ハ) 直物為替先渡取引の評価は、金融商品取引業者または銀行等が提示する価額もしくは価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。

(ニ) 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

### (3) 【運用体制】

## a. ファンドの運用体制

&lt; 更新後 &gt;



上記運用体制は、今後変更になることがあります。

## PLAN

- ・運用委員会において決定された信託財産等全体の運用方針等に基づき、運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、運用にかかる基本計画を決定します。
- ・運用担当はこの運用の基本計画を踏まえ、投資顧問会社からの投資助言および提供された情報等を参考に運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

## DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

## SEE

- ・コンプライアンス部門・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則等の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・リスク管理部門は日々の運用リスク等の分析・管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は、原則として3ヵ月毎に開催されるコンプライアンス委員会、運用評価委員会において運用成果、法令・諸規則等の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

## &lt; 受託者に対する管理体制 &gt;

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

## (5) 【投資制限】

## &lt;訂正前&gt;

投資信託約款に定める投資制限

## a．株式等への投資割合

株式および上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

## b．新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

## c．投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券のうち取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。）または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券の時価総額については、合計額の計算においてこれを算入しません。

## d．同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ニ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

## e．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## f．投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

## g．信用取引の指図範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - 2．株式分割により取得する株券
  - 3．有償増資により取得する株券
  - 4．売出しにより取得する株券
  - 5．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  - 6．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

## h．有価証券の貸し付けの指図および範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
- 1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

## i．公社債の空売りの指図範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

## j．公社債の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- (ロ) 借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。
- k. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- l. 外国為替予約の指図および範囲
- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図することができます。
- (ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- m. 資金の借入れ
- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。
- n. 利害関係人等との取引等
- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その

他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- (ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- (ニ) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

o. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

<訂正後>

投資信託約款に定める投資制限

a. 株式等への投資割合

株式および上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

c. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券のうち取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する

金融商品市場をいいます。)または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券の時価総額については、合計額の計算においてこれを算入しません。

d. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券の時価総額が、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ニ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

f. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

g. 信用取引の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券

5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。)の新株予約

権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

i. 公社債の空売りの指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

k. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

l. 外国為替予約の指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとし

ます。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

（ハ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### m. 資金の借入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

#### n. 利害関係人等との取引等

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（ロ）受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

（ハ）委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(二)上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

o. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

p. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

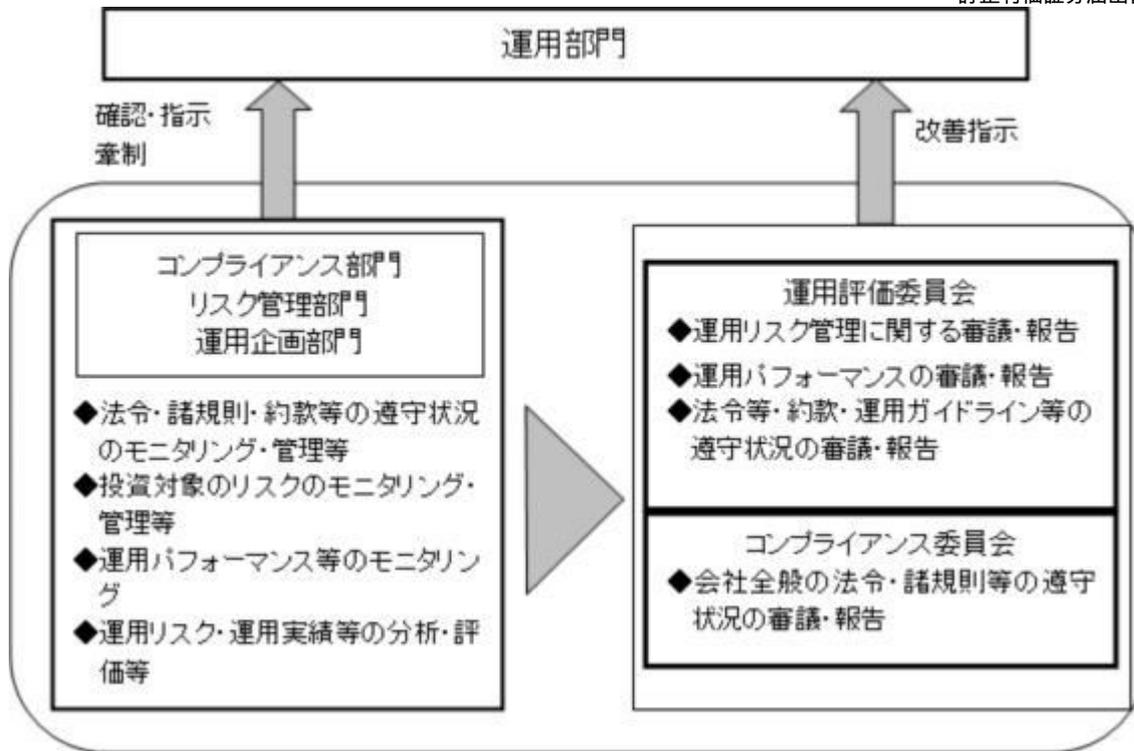
(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

### 3【投資リスク】

#### (2) リスク管理体制

<更新後>

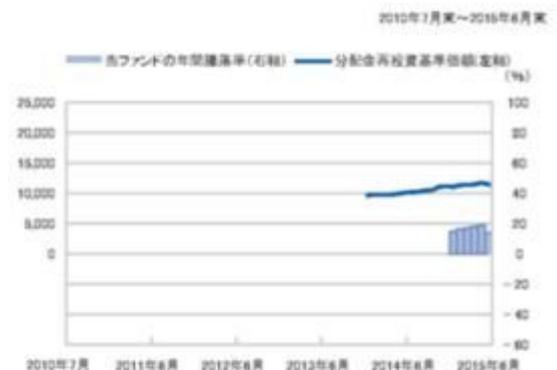
- |               |  |
|---------------|--|
| パフォーマンスの分析・管理 | : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。                                |
| 運用リスクの管理      | : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 |



上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

## &lt;参考情報&gt;

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

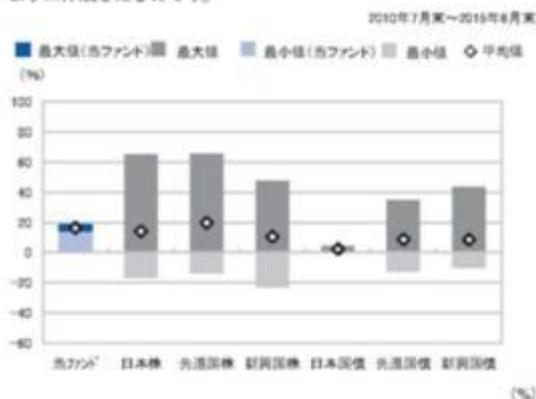


- ※分配金再投資基準価額は、設定時を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- ※年間騰落率は、2015年1月から2015年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、前引当の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した、理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



資産クラス	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	18.7	65.0	65.7	4.74	4.5	34.9
最小値	13.8	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7
平均値	16.4	14.2	19.7	10.6	2.4	8.9

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2010年7月から2015年6月の5年間の当ファンドは2015年1月から2015年6月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI-インデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバースファイド(円ベース)  
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

## MSCI-KOKUSAI-インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI-インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

## シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

## JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが開発し、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は特許を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4【手数料等及び税金】

## (5)【課税上の取扱い】

## &lt;訂正前&gt;

## a．個人の受益者の場合

## (イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

## (ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

## (ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算が

できます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## &lt;少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合&gt;

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## &lt;訂正後&gt;

## a．個人の受益者の場合

## (イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

## (ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料

（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

#### （八）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算が

できます。  
また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。  
なお、平成28年1月1日以降、上記の損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象範囲に特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等が追加

れます。  
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### < 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合 >

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式や公募株式投資信託などについての非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

上記は平成27年6月末現在のものです。税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### （1）【投資状況】

#### グローバル・ナビ

（平成27年 6月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	182,985,648	94.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,646,578	5.00
純資産総額		192,632,226	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

（参考）ニュー トピックス インデックス マザーファンド

（平成27年 6月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	12,798,664,540	95.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		670,436,855	4.97
純資産総額		13,469,101,395	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考)新光外国株式インデックスマザーファンド

(平成27年 6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	6,457,027,484	52.26
	カナダ	449,304,028	3.63
	モーリシャス	883,937	0.00
	パナマ	7,684,215	0.06
	ドイツ	425,265,050	3.44
	イタリア	107,187,823	0.86
	フランス	434,282,499	3.51
	オランダ	196,399,802	1.58
	スペイン	169,663,218	1.37
	ベルギー	64,634,645	0.52
	オーストリア	9,093,732	0.07
	ルクセンブルグ	19,259,857	0.15
	フィンランド	41,167,688	0.33
	アイルランド	191,929,730	1.55
	ポルトガル	7,877,825	0.06
	イギリス	936,269,081	7.57
	スイス	470,255,266	3.80
	スウェーデン	144,510,028	1.16
	ノルウェー	28,638,672	0.23
	デンマーク	80,959,193	0.65
	ケイマン諸島	43,436,375	0.35
	リベリア	5,179,696	0.04
	オーストラリア	289,657,680	2.34
	バミューダ諸島	47,088,856	0.38
	ニュージーランド	6,726,247	0.05
	香港	109,258,089	0.88
	シンガポール	73,271,493	0.59
	イスラエル	28,793,531	0.23
	キュラソー	38,998,351	0.31
	ジャージー	59,955,254	0.48
英ヴァージン諸島	2,347,310	0.01	
マン島	1,718,766	0.01	

	小計	10,948,725,421	88.63
投資信託受益証券	シンガポール	1,465,726	0.01
投資証券	アメリカ	192,400,561	1.55
	カナダ	2,381,525	0.01
	フランス	16,014,661	0.12
	イギリス	16,711,614	0.13
	オーストラリア	25,637,628	0.20
	香港	5,105,988	0.04
	シンガポール	5,240,895	0.04
	小計	263,492,872	2.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,139,564,036	9.22
純資産総額		12,353,248,055	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考) 新光日本債券インデックスマザーファンド

(平成27年 6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	13,935,864,800	80.48
地方債証券	日本	1,230,450,800	7.10
特殊債券	日本	1,340,872,900	7.74
社債券	日本	738,320,000	4.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		69,726,982	0.40
純資産総額		17,315,235,482	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考) 海外国債マザーファンド

(平成27年 6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	20,576,411,926	45.47
	カナダ	859,739,371	1.90
	ドイツ	6,147,249,412	13.58
	イタリア	6,329,875,098	13.99
	フランス	5,566,831,010	12.30
	イギリス	4,640,490,657	10.25
	小計	44,120,597,474	97.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,124,975,156	2.48
純資産総額		45,245,572,630	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考) 新光外国債券インデックスマザーファンド（為替ヘッジあり）

(平成27年 6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	6,969,825,764	41.77
	カナダ	355,936,936	2.13
	メキシコ	165,932,995	0.99
	ドイツ	1,261,447,803	7.55
	イタリア	1,593,746,955	9.55
	フランス	1,569,772,598	9.40
	オランダ	431,371,527	2.58
	スペイン	876,224,528	5.25
	ベルギー	428,561,054	2.56
	オーストリア	264,134,127	1.58
	フィンランド	97,385,269	0.58
	アイルランド	128,769,771	0.77
	イギリス	1,379,148,799	8.26
	スウェーデン	81,789,677	0.49
	ノルウェー	48,672,613	0.29
	デンマーク	116,615,771	0.69
	ポーランド	97,491,653	0.58
	オーストラリア	278,849,991	1.67
	シンガポール	65,944,231	0.39
	南アフリカ	90,573,440	0.54
	小計	16,302,195,502	97.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		383,760,702	2.29
純資産総額		16,685,956,204	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考) グローバル高金利通貨マザーファンド

(平成27年 6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
特殊債券	国際機関	10,081,899,745	95.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		441,349,834	4.19
純資産総額		10,523,249,579	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## （参考）新光J - R E I Tマザーファンド

（平成27年 6月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	1,637,884,700	98.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		33,331,307	1.99
純資産総額		1,671,216,007	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## （参考）新光米国R E I Tマザーファンド

（平成27年 6月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	992,129,843	98.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		12,172,890	1.21
純資産総額		1,004,302,733	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## （2）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## グローバル・ナビ

## イ. 評価額上位銘柄明細

（平成27年 6月30日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ニュー トビックス インデック ス マザーファンド	24,077,048	1.6755	40,341,094	1.9948	48,028,895	24.93
2	日本	親投資信託 受益証券	新光日本債券インデックスマザー ファンド	32,753,147	1.2058	39,493,745	1.2048	39,460,991	20.48
3	日本	親投資信託 受益証券	海外国債マザーファンド	12,475,996	2.3758	29,640,472	2.3193	28,935,577	15.02
4	日本	親投資信託 受益証券	新光外国株式インデックスマザー ファンド	14,130,266	1.8796	26,559,248	2.0109	28,414,551	14.75
5	日本	親投資信託 受益証券	新光外国債券インデックスマザー ファンド（為替ヘッジあり）	14,885,319	1.3192	19,636,713	1.3040	19,410,455	10.07
6	日本	親投資信託 受益証券	新光J - R E I Tマザーファンド	6,085,072	1.5968	9,716,643	1.5737	9,576,077	4.97
7	日本	親投資信託 受益証券	新光米国R E I Tマザーファンド	6,449,164	1.4528	9,369,346	1.4202	9,159,102	4.75

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## ロ.種類別投資比率

(平成27年 6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	94.99
合計	94.99

(参考) ニュー トピックス インデックス マザーファンド

## イ. 評価額上位銘柄明細

(平成27年 6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	74,200	7,396.00	548,783,200	8,203.00	608,662,600	4.51
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	426,100	616.90	262,861,090	879.80	374,882,780	2.78
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	40,200	4,007.50	161,101,500	5,459.00	219,451,800	1.62
4	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	28,100	6,960.00	195,576,000	7,209.00	202,572,900	1.50
5	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	740,900	194.40	144,030,960	265.00	196,338,500	1.45
6	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	48,400	3,548.00	171,723,200	3,961.50	191,736,600	1.42
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	41,600	3,227.00	134,243,200	4,433.50	184,433,600	1.36
8	日本	株式	KDDI	情報・通信業	53,900	2,531.00	136,420,900	2,954.00	159,220,600	1.18
9	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	33,400	3,120.00	104,208,000	4,360.50	145,640,700	1.08
10	日本	株式	ファナック	電気機器	5,600	18,895.00	105,812,000	25,080.00	140,448,000	1.04
11	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	21,100	5,121.00	108,053,100	5,911.00	124,722,100	0.92
12	日本	株式	キヤノン	電気機器	31,200	3,738.00	116,625,600	3,982.50	124,254,000	0.92
13	日本	株式	ソニー	電気機器	35,200	2,445.75	86,090,400	3,461.50	121,844,800	0.90
14	日本	株式	村田製作所	電気機器	5,600	13,170.00	73,752,000	21,360.00	119,616,000	0.88
15	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	22,200	4,167.00	92,507,400	5,260.00	116,772,000	0.86
16	日本	株式	パナソニック	電気機器	65,600	1,339.50	87,871,200	1,681.50	110,306,400	0.81
17	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	63,100	1,729.50	109,131,450	1,745.50	110,141,050	0.81
18	日本	株式	三菱商事	卸売業	40,700	2,048.00	83,353,600	2,692.00	109,564,400	0.81
19	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	21,500	3,795.50	81,603,250	5,094.00	109,521,000	0.81
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	9,900	8,958.00	88,684,200	11,010.00	108,999,000	0.80
21	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	4,800	18,085.00	86,808,000	22,105.00	106,104,000	0.78
22	日本	株式	日立製作所	電気機器	129,000	873.60	112,694,400	806.80	104,077,200	0.77
23	日本	株式	三菱地所	不動産業	39,000	2,385.00	93,015,000	2,636.50	102,823,500	0.76
24	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	75,500	997.00	75,273,500	1,275.00	96,262,500	0.71
25	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	41,000	1,888.50	77,428,500	2,344.00	96,104,000	0.71
26	日本	株式	三井不動産	不動産業	28,000	3,075.00	86,100,000	3,427.00	95,956,000	0.71

27	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	108,600	631.50	68,580,900	830.60	90,203,160	0.66
28	日本	株式	花王	化学	15,200	4,900.50	74,487,600	5,693.00	86,533,600	0.64
29	日本	株式	三菱電機	電気機器	54,000	1,350.50	72,927,000	1,582.00	85,428,000	0.63
30	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	18,300	4,153.00	75,999,900	4,508.00	82,496,400	0.61

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

(平成27年 6月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.37
		建設業	2.50
		食料品	3.92
		繊維製品	0.72
		パルプ・紙	0.21
		化学	5.66
		医薬品	4.49
		石油・石炭製品	0.44
		ゴム製品	0.80
		ガラス・土石製品	0.88
		鉄鋼	1.35
		非鉄金属	0.93
		金属製品	0.57
		機械	4.74
		電気機器	12.10
		輸送用機器	10.66
		精密機器	1.29
		その他製品	1.44
		電気・ガス業	1.99
		陸運業	3.79
		海運業	0.26
		空運業	0.58
		倉庫・運輸関連業	0.19
		情報・通信業	6.47
		卸売業	3.93
		小売業	4.44
銀行業	9.26		
証券、商品先物取引業	1.30		
保険業	2.64		
その他金融業	1.25		

	不動産業	2.67
	サービス業	2.93
合計		95.02

## (参考) 新光外国株式インデックスマザーファンド

## イ. 評価額上位銘柄明細

(平成27年 6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	17,247	13,348.27	230,217,690	15,248.6984	262,994,303	2.12
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	23,118	5,960.86	137,803,300	5,433.1064	125,602,556	1.01
3	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	12,183	11,827.44	144,093,769	10,141.3090	123,551,568	1.00
4	アメリカ	株式	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	14,397	6,592.70	94,915,217	6,864.5469	98,828,883	0.80
5	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,125	13,249.09	107,648,857	11,960.9160	97,182,443	0.78
6	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO (US)	資本財	29,431	3,233.90	95,177,043	3,262.0679	96,005,923	0.77
7	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	10,936	7,527.00	82,315,288	8,228.6399	89,988,407	0.72
8	スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲料・タバコ	9,528	9,336.14	88,954,781	9,117.9480	86,875,809	0.70
9	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,823	11,834.15	80,744,457	12,205.7520	83,279,846	0.67
10	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	7,884	10,913.96	86,045,728	9,590.2839	75,609,799	0.61
11	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	18,023	3,663.70	66,030,937	4,113.0954	74,130,320	0.60
12	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,100	37,132.99	77,979,284	34,832.0161	73,147,234	0.59
13	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	12,132	6,227.80	75,555,754	5,726.9864	69,479,800	0.56
14	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	15,173	4,274.72	64,860,471	4,380.0365	66,458,294	0.53
15	アメリカ	株式	THE WALT DISNEY CO.	メディア	4,749	11,020.49	52,336,354	13,842.9724	65,740,276	0.53
16	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	5,473	14,547.05	79,616,059	11,839.6904	64,798,626	0.52
17	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORPORATION	銀行	30,954	2,125.73	65,799,908	2,068.1804	64,018,459	0.51
18	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,460	13,034.80	58,135,219	14,137.4647	63,053,093	0.51
19	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC(UK)	銀行	56,340	1,214.13	68,404,422	1,112.1871	62,660,622	0.50

20	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	5,922	9,257.22	54,821,257	10,506.2100	62,217,776	0.50
21	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	1,153	36,717.85	42,335,690	52,636.3573	60,689,720	0.49
22	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	8,887	6,581.68	58,491,457	6,720.0560	59,721,138	0.48
23	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,369	7,266.18	60,810,685	7,015.1604	58,709,878	0.47
24	アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	12,125	5,182.08	62,832,768	4,824.5299	58,497,426	0.47
25	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL C	ソフトウェア・サービス	908	66,088.89	60,008,713	63,860.1244	57,984,993	0.46
26	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	3,390	17,585.04	59,613,301	16,715.6495	56,666,052	0.45
27	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	846	67,570.35	57,164,524	66,276.0626	56,069,549	0.45
28	アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORPORATION	ソフトウェア・サービス	2,760	19,845.47	54,773,501	19,955.6764	55,077,667	0.44
29	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	14,171	4,111.87	58,269,324	3,721.2555	52,733,912	0.42
30	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	3,882	11,957.24	46,418,015	13,535.6228	52,545,288	0.42

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

外貨建資産の単価及び金額は、平成27年6月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

(平成27年6月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	7.06
		素材	4.56
		資本財	6.59
		商業・専門サービス	0.84
		運輸	1.69
		自動車・自動車部品	1.67
		耐久消費財・アパレル	1.65
		消費者サービス	1.57
		メディア	3.00
		小売	3.23
		食品・生活必需品小売り	1.91
		食品・飲料・タバコ	5.41
		家庭用品・パーソナル用品	1.66
		ヘルスケア機器・サービス	3.40
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.35
		銀行	8.68
各種金融	3.79		

		保険	3.83
		不動産	0.63
		ソフトウェア・サービス	6.61
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.03
		電気通信サービス	2.81
		公益事業	2.88
		半導体・半導体製造装置	1.65
投資信託受益証券			0.01
投資証券			2.13
合計			90.77

（参考）新光日本債券インデックスマザーファンド

### イ. 評価額上位銘柄明細

（平成27年 6月30日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第101回利付 国債(5年)	350,000,000	100.76	352,681,700	100.59	352,079,000	0.4000	2016.12.20	2.03
2	日本	国債証券	第103回利付 国債(5年)	290,000,000	100.61	291,796,800	100.52	291,516,700	0.3000	2017.03.20	1.68
3	日本	国債証券	第99回利付 国債(5年)	250,000,000	100.71	251,779,400	100.49	251,232,500	0.4000	2016.09.20	1.45
4	日本	国債証券	第306回利付 国債(10年)	230,000,000	106.74	245,503,500	106.12	244,087,500	1.4000	2020.03.20	1.40
5	日本	国債証券	第308回利付 国債(10年)	230,000,000	106.42	244,774,600	105.87	243,519,400	1.3000	2020.06.20	1.40
6	日本	国債証券	第303回利付 国債(10年)	220,000,000	106.20	233,641,800	105.59	232,306,800	1.4000	2019.09.20	1.34
7	日本	国債証券	第334回利付 国債(10年)	220,000,000	101.56	223,446,000	101.95	224,292,200	0.6000	2024.06.20	1.29
8	日本	国債証券	第335回利付 国債(10年)	220,000,000	100.91	222,004,300	100.93	222,054,800	0.5000	2024.09.20	1.28
9	日本	国債証券	第323回利付 国債(10年)	210,000,000	104.68	219,834,500	104.77	220,023,300	0.9000	2022.06.20	1.27
10	日本	国債証券	第313回利付 国債(10年)	190,000,000	107.06	203,423,000	106.57	202,494,400	1.3000	2021.03.20	1.16
11	日本	国債証券	第315回利付 国債(10年)	190,000,000	106.64	202,624,300	106.24	201,857,900	1.2000	2021.06.20	1.16
12	日本	国債証券	第105回利付 国債(5年)	200,000,000	100.42	200,856,200	100.40	200,806,000	0.2000	2017.06.20	1.15
13	日本	国債証券	第122回利付 国債(5年)	190,000,000	100.21	190,401,000	100.08	190,169,100	0.1000	2019.12.20	1.09
14	日本	国債証券	第123回利付 国債(5年)	190,000,000	100.01	190,037,600	100.02	190,043,700	0.1000	2020.03.20	1.09
15	日本	国債証券	第338回利付 国債(10年)	190,000,000	100.23	190,446,700	99.67	189,378,700	0.4000	2025.03.20	1.09
16	日本	国債証券	第290回利付 国債(10年)	180,000,000	104.53	188,156,400	103.75	186,764,400	1.4000	2018.03.20	1.07
17	日本	国債証券	第116回利付 国債(5年)	180,000,000	100.47	180,846,000	100.58	181,060,200	0.2000	2018.12.20	1.04
18	日本	国債証券	第117回利付 国債(5年)	180,000,000	100.43	180,788,400	100.57	181,033,200	0.2000	2019.03.20	1.04
19	日本	国債証券	第118回利付 国債(5年)	180,000,000	100.41	180,741,200	100.57	181,031,400	0.2000	2019.06.20	1.04

20	日本	国債証券	第312回利付 国債(10年)	170,000,000	106.25	180,633,700	105.80	179,875,300	1.2000	2020.12.20	1.03
21	日本	国債証券	第285回利付 国債(10年)	170,000,000	103.93	176,689,500	102.92	174,970,800	1.7000	2017.03.20	1.01
22	日本	国債証券	第310回利付 国債(10年)	150,000,000	105.01	157,518,700	104.56	156,846,000	1.0000	2020.09.20	0.90
23	日本	国債証券	第114回利付 国債(5年)	150,000,000	100.88	151,326,000	100.91	151,375,500	0.3000	2018.09.20	0.87
24	日本	国債証券	第293回利付 国債(10年)	130,000,000	106.25	138,131,500	105.29	136,880,900	1.8000	2018.06.20	0.79
25	日本	国債証券	第318回利付 国債(10年)	130,000,000	105.37	136,986,200	105.20	136,766,500	1.0000	2021.09.20	0.78
26	日本	国債証券	第325回利付 国債(10年)	130,000,000	103.91	135,090,800	104.01	135,213,000	0.8000	2022.09.20	0.78
27	日本	国債証券	第109回利付 国債(5年)	130,000,000	100.16	130,217,100	100.23	130,299,000	0.1000	2018.03.20	0.75
28	日本	国債証券	第329回利付 国債(10年)	120,000,000	103.80	124,561,200	103.89	124,668,000	0.8000	2023.06.20	0.71
29	日本	国債証券	第332回利付 国債(10年)	120,000,000	101.89	122,268,000	102.14	122,568,000	0.6000	2023.12.20	0.70
30	日本	国債証券	第333回利付 国債(10年)	120,000,000	102.01	122,417,900	102.07	122,485,200	0.6000	2024.03.20	0.70

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

#### ロ. 種類別投資比率

(平成27年 6月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	80.48
地方債証券	7.10
特殊債券	7.74
社債券	4.26
合計	99.59

(参考) 海外国債マザーファンド

#### イ. 評価額上位銘柄明細

(平成27年 6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,800,000	12,597.98	2,368,420,305	12,168.4687	2,287,672,125	2.2500	2024.11.15	5.05
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,300,000	12,635.82	2,312,355,902	12,456.4176	2,279,524,427	2.5000	2024.05.15	5.03
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	18,800,000	12,144.04	2,283,080,614	11,892.9562	2,235,875,775	2.0000	2025.02.15	4.94
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	17,000,000	12,526.87	2,129,568,607	12,311.9648	2,093,034,022	2.3750	2024.08.15	4.62
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	16,400,000	12,892.93	2,114,441,440	12,728.1035	2,087,408,986	2.7500	2023.11.15	4.61
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	14,100,000	12,835.38	1,809,789,112	12,715.6671	1,792,909,073	2.7500	2024.02.15	3.96
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	14,300,000	12,130.19	1,734,617,880	12,109.1570	1,731,609,454	2.0000	2023.02.15	3.82
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	14,600,000	11,891.97	1,736,228,652	11,841.2976	1,728,829,458	1.7500	2023.05.15	3.82
9	ドイツ	国債証券	BUNDESREP. DEUTSCHLAND	8,200,000	20,015.16	1,641,243,628	19,800.9166	1,623,675,169	4.7500	2028.07.04	3.58
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11,200,000	12,614.02	1,412,770,357	12,507.1195	1,400,797,386	2.5000	2023.08.15	3.09

11	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	7,700,000	17,605.06	1,355,590,051	17,366.4564	1,337,217,150	4.2500	2023.10.25	2.95
12	イギリス	国債証券	TSY	6,000,000	20,477.27	1,228,636,253	20,350.8465	1,221,050,794	2.7500	2024.09.07	2.69
13	イギリス	国債証券	TSY	6,300,000	19,023.89	1,198,505,444	19,134.6677	1,205,484,067	1.7500	2022.09.07	2.66
14	イギリス	国債証券	TSY	6,000,000	19,575.72	1,174,543,603	19,607.1400	1,176,428,404	2.2500	2023.09.07	2.60
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	9,700,000	11,851.15	1,149,562,513	11,840.3410	1,148,513,083	1.6250	2022.11.15	2.53
16	イギリス	国債証券	TSY	4,300,000	25,336.70	1,089,478,344	24,128.5440	1,037,527,392	5.0000	2025.03.07	2.29
17	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	5,900,000	14,803.96	873,434,093	14,523.0508	856,860,003	1.7500	2024.11.25	1.89
18	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,200,000	16,515.63	858,812,787	16,370.1667	851,248,669	4.7500	2023.08.01	1.88
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7,000,000	12,241.17	856,882,141	12,022.1028	841,547,196	2.1250	2025.05.15	1.85
20	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,000,000	18,372.35	918,617,620	16,732.4539	836,622,695	5.0000	2025.03.01	1.84
21	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	5,700,000	14,763.00	841,491,066	14,635.5794	834,228,031	1.7500	2023.05.25	1.84
22	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	5,500,000	15,120.00	831,600,077	15,081.5770	829,486,735	2.2500	2024.05.25	1.83
23	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,900,000	16,234.30	795,481,141	16,108.0574	789,294,813	4.5000	2024.03.01	1.74
24	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,500,000	17,153.75	771,918,750	16,980.8401	764,137,808	5.5000	2022.11.01	1.68
25	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	4,900,000	15,165.28	743,099,078	15,133.7244	741,552,496	2.2500	2022.10.25	1.63
26	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,100,000	17,146.88	703,022,429	16,971.2341	695,820,599	5.5000	2022.09.01	1.53
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	11,919.81	679,429,477	11,873.8234	676,807,936	1.6250	2022.08.15	1.49
28	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,200,000	15,353.29	644,838,281	15,301.1450	642,648,090	3.7500	2024.09.01	1.42
29	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,800,000	16,197.25	615,495,761	16,154.7156	613,879,193	4.5000	2023.05.01	1.35
30	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,300,000	14,749.25	634,217,777	13,915.1220	598,350,246	2.5000	2024.12.01	1.32

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

外貨建資産の単価及び金額は、平成27年6月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

#### ロ.種類別投資比率

(平成27年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	97.51
合計	97.51

(参考)新光外国債券インデックスマザーファンド(為替ヘッジあり)

#### イ.評価額上位銘柄明細

(平成27年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,500,000	12,686.87	317,171,806	12,311.9648	307,799,120	2.3750	2024.08.15	1.84
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,000,000	13,390.09	267,801,973	13,130.8491	262,616,982	4.5000	2017.05.15	1.57
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,000,000	12,900.29	258,005,978	12,906.0387	258,120,774	2.7500	2019.02.15	1.54
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,900,000	12,334.86	234,362,489	12,405.7156	235,708,597	1.5000	2018.08.31	1.41
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,900,000	12,346.40	234,581,674	12,385.6262	235,326,898	2.1250	2021.08.15	1.41
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,800,000	12,779.76	230,035,719	12,784.5453	230,121,816	2.6250	2020.11.15	1.37
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,600,000	13,393.92	214,302,807	13,339.3969	213,430,351	3.6250	2019.08.15	1.27
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,600,000	12,100.54	193,608,756	12,199.0812	195,185,300	0.7500	2018.02.28	1.16
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,500,000	13,249.47	198,742,089	12,937.6078	194,064,117	4.6250	2016.11.15	1.16
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,500,000	12,823.60	192,354,122	12,807.5046	192,112,570	2.6250	2020.08.15	1.15
11	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,100,000	16,923.20	186,155,240	17,419.9761	191,619,738	5.0000	2034.08.01	1.14
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,400,000	13,384.35	187,381,024	13,261.9088	185,666,724	3.8750	2018.05.15	1.11
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,400,000	13,318.21	186,454,997	13,224.6000	185,144,400	3.3750	2019.11.15	1.10
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,500,000	12,330.14	184,952,116	12,340.1858	185,102,787	1.0000	2017.03.31	1.10
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,500,000	12,310.05	184,650,774	12,309.0950	184,636,425	0.8750	2017.04.30	1.10
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,100,000	17,086.55	187,952,138	16,715.3814	183,869,196	8.0000	2021.11.15	1.10
17	イギリス	国債証券	TSY	700,000	24,777.62	173,443,375	25,997.9280	181,985,496	4.2500	2049.12.07	1.09
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,300,000	15,390.80	200,080,428	13,988.9557	181,856,425	3.8750	2040.08.15	1.08
19	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000	17,542.34	175,423,441	17,443.3053	174,433,053	5.2500	2029.11.01	1.04
20	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	800,000	21,789.37	174,315,036	21,798.9855	174,391,884	5.7500	2032.10.25	1.04
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,400,000	12,363.62	173,090,728	12,337.7942	172,729,119	1.0000	2016.10.31	1.03
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,400,000	12,178.71	170,502,058	12,234.4769	171,282,677	0.7500	2017.10.31	1.02
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,300,000	12,752.01	165,776,253	12,728.1034	165,465,345	2.7500	2023.11.15	0.99
24	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000	20,604.14	164,833,129	20,170.0653	161,360,523	6.2500	2024.01.04	0.96
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	13,397.75	160,773,024	13,323.1340	159,877,608	3.5000	2020.05.15	0.95
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	13,433.14	161,197,772	13,243.7328	158,924,794	4.2500	2017.11.15	0.95
27	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	1,000,000	16,202.74	162,027,462	15,885.7448	158,857,448	4.2500	2019.04.25	0.95
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	13,105.97	157,271,719	13,073.4506	156,881,408	3.1250	2019.05.15	0.94
29	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	900,000	17,918.88	161,269,953	17,366.4565	156,298,109	4.2500	2023.10.25	0.93
30	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000	16,873.80	151,864,209	16,732.4540	150,592,086	5.0000	2025.03.01	0.90

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

外貨建資産の単価及び金額は、平成27年6月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

#### ロ.種類別投資比率

(平成27年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	97.70
合計	97.70

## （参考）グローバル高金利通貨マザーファンド

## イ. 評価額上位銘柄明細

（平成27年 6月30日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	国際機関	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	28,041,000	3,491.04	978,925,274	3,397.3192	952,642,277	3.2500	2019.01.31	9.05
2	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	17,725,000	4,790.31	849,083,937	4,669.0216	827,584,079	14.0000	2016.07.05	7.86
3	国際機関	特殊債券	EUROPEAN BK RECON & DEV	88,800,000,000	0.89	797,271,264	0.9072	805,604,256	5.7500	2015.11.30	7.65
4	国際機関	特殊債券	INTL FINANCE CORP	19,500,000	3,907.75	762,012,751	3,815.8658	744,093,850	10.0000	2017.06.12	7.07
5	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	17,780,000	3,802.04	676,003,321	3,615.6339	642,859,725	4.2500	2022.10.25	6.10
6	国際機関	特殊債券	EUROPEAN BK RECON & DEV	16,830,000	3,833.29	645,144,132	3,759.3171	632,693,068	9.0000	2016.09.30	6.01
7	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	61,760,000	999.70	617,414,720	983.5000	607,409,600	7.5000	2019.01.30	5.77
8	国際機関	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	52,100,000	1,035.30	539,391,300	1,024.4000	533,712,400	8.7500	2017.03.01	5.07
9	国際機関	特殊債券	INTL FINANCE CORP	4,905,000	10,865.82	532,968,589	10,671.3872	523,431,547	5.7500	2020.07.28	4.97
10	国際機関	特殊債券	EUROPEAN BK RECON & DEV	52,100,000	777.34	404,998,308	784.0560	408,493,176	4.5000	2018.12.18	3.88
11	国際機関	特殊債券	EUROPEAN BK RECON & DEV	198,800,000	191.55	380,812,533	188.7600	375,254,999	5.1000	2017.02.02	3.56
12	国際機関	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	7,500,000	4,936.96	370,272,060	4,767.6884	357,576,630	13.6250	2017.05.09	3.39
13	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	172,600,000	200.69	346,393,702	205.3125	354,369,375	6.5000	2016.09.30	3.36
14	国際機関	特殊債券	EUROPEAN BK RECON & DEV	34,650,000,000	0.90	314,412,714	0.9085	314,795,250	7.2500	2016.02.08	2.99
15	国際機関	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	2,920,000	9,801.59	286,206,588	9,733.0265	284,204,376	4.5000	2017.03.07	2.70
16	国際機関	特殊債券	INTER-AMERICAN DEVEL BK	28,000,000	813.07	227,660,160	801.1380	224,318,640	8.0000	2016.01.26	2.13
17	国際機関	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	107,250,000	200.71	215,265,228	205.0058	219,868,827	7.5000	2017.03.02	2.08
18	国際機関	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	27,500,000	781.79	214,993,350	781.7160	214,971,900	4.0000	2018.08.16	2.04
19	国際機関	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	104,300,000	194.81	203,191,836	191.8660	200,116,238	6.0000	2016.12.20	1.90
20	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK	94,000,000	205.59	193,261,368	212.1672	199,437,168	6.5000	2015.12.15	1.89
21	国際機関	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	17,800,000	870.70	154,984,600	884.7000	157,476,600		2017.04.04	1.49
22	国際機関	特殊債券	ASIAN DEVELOPMENT BANK	3,400,000	3,820.14	129,884,975	3,852.3870	130,981,158	5.2500	2015.09.25	1.24
23	国際機関	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	11,000,000	888.81	97,769,100	869.3100	95,624,100	7.5000	2020.03.05	0.90
24	国際機関	特殊債券	EUROPEAN BK RECON & DEV	46,000,000	202.55	93,174,426	202.1151	92,972,946	6.7500	2017.05.12	0.88
25	国際機関	特殊債券	INTL FINANCE CORP	9,300,000	798.79	74,288,214	792.0120	73,657,116	6.0000	2016.01.28	0.69
26	国際機関	特殊債券	INTL FINANCE CORP	1,520,000	4,592.07	69,799,609	4,517.4005	68,664,488	10.5000	2016.03.01	0.65

27	国際機関	特殊債券	EUROPEAN BK RECON & DEV	20,500,000	193.47	39,662,621	190.6632	39,085,956	5.6250	2017.03.15	0.37
----	------	------	----------------------------	------------	--------	------------	----------	------------	--------	------------	------

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

外貨建資産の単価及び金額は、平成27年6月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

#### ロ.種類別投資比率

(平成27年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
特殊債券	95.80
合計	95.80

#### (参考)新光J-REITマザーファンド

#### イ.評価額上位銘柄明細

(平成27年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	219	574,652.1	125,848,810	536,000	117,384,000	7.02
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	203	562,773.98	114,243,119	556,000	112,868,000	6.75
3	日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	377	225,546.47	85,031,021	244,900	92,327,300	5.52
4	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	410	172,941.68	70,906,091	173,100	70,971,000	4.24
5	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	347	150,913.42	52,366,960	176,400	61,210,800	3.66
6	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	202	265,903.31	53,712,469	299,900	60,579,800	3.62
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	268	250,596.13	67,159,763	225,400	60,407,200	3.61
8	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	134	393,255.54	52,696,243	380,500	50,987,000	3.05
9	日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人	205	208,843.76	42,812,971	237,700	48,728,500	2.91
10	日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人	43	935,710.86	40,235,567	1,037,000	44,591,000	2.66
11	日本	投資証券	GLP投資法人	371	122,880.12	45,588,526	116,900	43,369,900	2.59
12	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	74	599,771.78	44,383,112	586,000	43,364,000	2.59
13	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	77	526,156.36	40,514,040	548,000	42,196,000	2.52
14	日本	投資証券	野村不動産マスタ・ファンド投資法人	258	136,373.5	35,184,363	155,600	40,144,800	2.40
15	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	487	71,989.15	35,058,720	81,500	39,690,500	2.37
16	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	63	615,089.92	38,750,665	614,000	38,682,000	2.31
17	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	243	155,539.48	37,796,096	158,400	38,491,200	2.30
18	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	75	416,088.12	31,206,609	473,000	35,475,000	2.12
19	日本	投資証券	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	116	244,773.07	28,393,677	277,700	32,213,200	1.92
20	日本	投資証券	野村不動産オフィスファンド投資法人	58	521,009.01	30,218,523	555,000	32,190,000	1.92
21	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	129	244,107.2	31,489,830	246,200	31,759,800	1.90
22	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	55	491,046.96	27,007,583	553,000	30,415,000	1.81
23	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	54	499,737.57	26,985,829	516,000	27,864,000	1.66
24	日本	投資証券	プレミアム投資法人	41	553,219.7	22,682,008	674,000	27,634,000	1.65

25	日本	投資証券	イオンリート投資法人	169	147,687.42	24,959,175	163,500	27,631,500	1.65
26	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	411	42,963.88	17,658,156	65,300	26,838,300	1.60
27	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	187	143,749.75	26,881,205	141,400	26,441,800	1.58
28	日本	投資証券	福岡リート投資法人	116	203,648.14	23,623,185	213,500	24,766,000	1.48
29	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	152	148,999.64	22,647,946	151,100	22,967,200	1.37
30	日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人	254	80,657.09	20,486,901	86,000	21,844,000	1.30

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

#### ロ. 種類別投資比率

(平成27年 6月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	98.00
合計	98.00

#### (参考) 新光米国REITマザーファンド

#### イ. 評価額上位銘柄明細

(平成27年 6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP	3,200	20,623.02	65,993,693	20,938.9500	67,004,640	6.67
2	アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER CORPORATION	4,400	11,421.27	50,253,600	11,380.5029	50,074,213	4.98
3	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	1,500	21,002.62	31,503,936	22,405.9013	33,608,852	3.34
4	アメリカ	投資証券	CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORPORATION	3,400	9,907.42	33,685,261	9,852.3270	33,497,912	3.33
5	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	3,700	8,069.45	29,856,984	8,586.1940	31,768,918	3.16
6	アメリカ	投資証券	HEALTH CARE REIT INC	3,600	8,259.25	29,733,309	8,052.3119	28,988,323	2.88
7	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,400	18,290.35	25,606,499	19,479.3457	27,271,084	2.71
8	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	3,400	8,131.90	27,648,475	7,638.4308	25,970,665	2.58
9	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	5,400	4,787.13	25,850,534	4,550.2420	24,571,307	2.44
10	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	1,600	14,640.12	23,424,196	14,795.6337	23,673,014	2.35
11	アメリカ	投資証券	HCP INC	4,700	5,204.12	24,459,387	4,498.8129	21,144,421	2.10
12	アメリカ	投資証券	WEYERHAEUSER COMPANY	5,300	4,040.85	21,416,505	3,860.8484	20,462,497	2.03
13	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	1,700	11,660.91	19,823,553	11,619.2805	19,752,777	1.96
14	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS	7,800	2,630.22	20,515,763	2,395.1220	18,681,952	1.86
15	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	600	29,262.35	17,557,412	30,652.9083	18,391,745	1.83
16	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	700	22,907.94	16,035,562	25,774.5000	18,042,150	1.79
17	アメリカ	投資証券	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	5,200	2,957.16	15,377,271	3,148.1894	16,370,585	1.63
18	アメリカ	投資証券	THE MACERICH COMPANY	1,600	8,457.62	13,532,194	9,183.7500	14,694,000	1.46
19	アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORPORATION	1,000	13,294.39	13,294,396	13,473.1730	13,473,173	1.34
20	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	2,400	5,345.79	12,829,896	5,433.1066	13,039,456	1.29
21	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	4,200	2,793.08	11,730,955	2,775.9414	11,658,954	1.16
22	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	1,400	7,884.55	11,038,378	8,068.2307	11,295,523	1.12
23	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVESTMENT	700	14,956.04	10,469,230	15,654.0085	10,957,806	1.09
24	アメリカ	投資証券	UDR INC	2,700	3,495.94	9,439,059	3,939.2166	10,635,885	1.05

25	アメリカ	投資証券	AMERICAN REALTY CAPITAL PROPERTIES INC	9,300	1,454.70	13,528,766	1,007.7635	9,372,201	0.93
26	アメリカ	投資証券	PLUM CREEK TIMBER COMPANY	1,800	4,942.08	8,895,747	4,986.1638	8,975,095	0.89
27	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	1,100	6,712.70	7,383,980	7,964.1481	8,760,563	0.87
28	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	900	8,709.86	7,838,882	9,073.5455	8,166,191	0.81
29	アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	3,600	2,185.73	7,868,637	2,264.1005	8,150,762	0.81
30	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE	700	9,803.34	6,862,343	10,694.7828	7,486,348	0.74

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

外貨建資産の単価及び金額は、平成27年6月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

#### ロ.種類別投資比率

(平成27年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	98.78
合計	98.78

#### 【投資不動産物件】

##### グローバル・ナビ

該当事項はありません。

(参考) ニュー トピックス インデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新光外国株式インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新光日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外国債マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新光外国債券インデックスマザーファンド(為替ヘッジあり)

該当事項はありません。

(参考) グローバル高金利通貨マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新光J-REITマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新光米国REITマザーファンド

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

## グローバル・ナビ

該当事項はありません。

## (参考) ニュー トピックス インデックス マザーファンド

(平成27年 6月30日現在)

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	40	日本円	657,572,200	652,200,000	4.84

(注)時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

## (参考) 新光外国株式インデックスマザーファンド

(平成27年 6月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	62	米ドル	6,434,701	787,929,137	6,356,550	778,359,547	6.30
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSE 601X	買建	3	カナダドル	512,106	50,498,772	503,040	49,604,774	0.40
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DJ EURO ST50	買建	28	ユーロ	948,864	130,212,606	970,480	133,178,970	1.07
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200	買建	3	オーストラリアドル	411,411	38,643,835	403,425	37,893,710	0.30
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	LIFFE FTSE	買建	10	英ポンド	661,060	127,399,483	657,750	126,761,580	1.02

(注)時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外貨建先物取引については、平成27年 6月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

## (参考) 新光日本債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

## (参考) 海外国債マザーファンド

該当事項はありません。

## （参考）新光外国債券インデックスマザーファンド（為替ヘッジあり）

（平成27年 6月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 （円）	評価額	評価額 （円）	投資比率 （％）
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 10YR NOTE	買建		2米ドル	253,250.38	31,010,508	252,406.26	30,907,146	0.18
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 5YR NOTE	買建		6米ドル	714,516.78	87,492,580	715,781.28	87,647,418	0.52
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	LONG GILT FU	買建		2英ポンド	233,508	45,001,661	230,740	44,468,212	0.26

（注）時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外貨建先物取引については、平成27年 6月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

## （参考）グローバル高金利通貨マザーファンド

該当事項はありません。

## （参考）新光J - R E I Tマザーファンド

該当事項はありません。

## （参考）新光米国R E I Tマザーファンド

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

## 【純資産の推移】

## グローバル・ナビ

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成26年12月15日）	156,197,806	156,197,806	1.0986	1.0986
平成26年 6月末日	104,167,451		1.0070	
7月末日	108,971,571		1.0184	
8月末日	111,610,170		1.0232	
9月末日	122,636,861		1.0449	

10月末日	131,237,463		1.0498
11月末日	152,314,038		1.1081
12月末日	164,562,493		1.1187
平成27年 1月末日	178,267,100		1.1108
2月末日	185,780,115		1.1366
3月末日	194,759,883		1.1417
4月末日	198,940,165		1.1482
5月末日	196,532,344		1.1724
6月末日	192,632,226		1.1460

## 【分配の推移】

グローバル・ナビ

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成26年 1月 6日～平成26年12月15日	0.0000

## 【収益率の推移】

グローバル・ナビ

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	平成26年 1月 6日～平成26年12月15日	9.9
第2中間計算期間	平成26年12月16日～平成27年 6月15日	5.3

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

## (4) 【設定及び解約の実績】

グローバル・ナビ

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	平成26年 1月 6日～平成26年12月15日	145,283,614	3,105,708
第2中間計算期間	平成26年12月16日～平成27年 6月15日	40,888,907	15,054,083

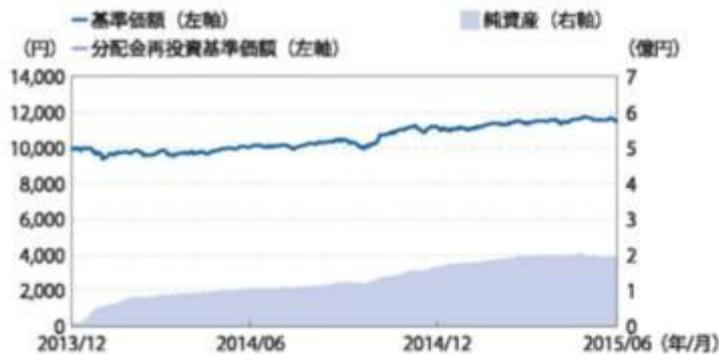
(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

## 運用実績

2015年6月30日現在

## &lt;基準価額・純資産の推移&gt; (2014年1月6日～2015年6月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
 ※分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 ※設定時から10年以上経過した場合は、最近10年分を記載しています。

## &lt;分配の推移&gt;

年月	金額 (円)
2014年12月	0円
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※分配は1万口当たり・取引前の金額です。  
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

## &lt;主要な資産の状況&gt;

## 組入状況

ファンド・銘柄名	純資産比率
ニュー トビックス インデックス マザーファンド	24.93%
新光日本債券インデックスマザーファンド	20.48%
海外国債マザーファンド	15.02%
新光外国株式インデックスマザーファンド	14.75%
新光外国債券インデックスマザーファンド(為替ヘッジあり)	10.07%
新光J-REITマザーファンド	4.97%
新光米国REITマザーファンド	4.75%
-	-
-	-
合計	94.99%

## ニュー トビックス インデックス マザーファンドの組入上位5銘柄

銘柄名	業種	純資産比率
トヨタ自動車	輸送用機器	4.51%
三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	2.78%
三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.62%
ソフトバンク	情報・通信業	1.50%
みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.45%

※業種33業種分類にしたがって記載しています。純資産比率は、ニュー トビックス インデックス マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 新光外国株式インデックスマザーファンドの組入上位5銘柄

銘柄名	国・地域	業種	純資産比率
APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.12%
MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.01%
EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	1.00%
WELLS FARGO & COMPANY	アメリカ	銀行	0.80%
JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.78%

※世界産業分類基準(GICS)にしたがって記載しています。純資産比率は、新光外国株式インデックスマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。  
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

2015年6月30日現在

## 新光J-REITマザーファンドの組入上位5銘柄

銘柄名	純資産比率
日本ビルファンド投資法人	7.02%
ジャパニリアルエステイト投資法人	6.75%
日本リートファンド投資法人	5.52%
ユナイテッド・アーバン投資法人	4.24%
オリックス不動産投資法人	3.66%

※純資産比率は、新光J-REITマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 新光米国REITマザーファンドの組入上位5銘柄

銘柄名	純資産比率
SIMON PROPERTY GROUP	6.67%
AMERICAN TOWER CORPORATION	4.98%
PUBLIC STORAGE	3.34%
CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORPORATION	3.33%
EQUITY RESIDENTIAL	3.16%

※純資産比率は、新光米国REITマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 新光日本債券インデクスマザーファンドの組入上位5銘柄

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
第101回利付国債(5年)	2016/12/20	0.400%	2.03%
第103回利付国債(5年)	2017/03/20	0.300%	1.68%
第99回利付国債(5年)	2016/09/20	0.400%	1.45%
第306回利付国債(10年)	2020/03/20	1.400%	1.40%
第306回利付国債(10年)	2020/06/20	1.300%	1.40%

※純資産比率は、新光日本債券インデクスマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 海外国債マザーファンドの組入上位5銘柄

銘柄名	償還日	利率	通貨	純資産比率
US TREASURY N/B	2024/11/15	2.250%	米ドル	5.06%
US TREASURY N/B	2024/05/15	2.500%	米ドル	5.03%
US TREASURY N/B	2025/02/15	2.000%	米ドル	4.94%
US TREASURY N/B	2024/08/15	2.375%	米ドル	4.62%
US TREASURY N/B	2023/11/15	2.750%	米ドル	4.61%

※純資産比率は、海外国債マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## 新光外国債券インデクスマザーファンド(為替ヘッジあり)の組入上位5銘柄

銘柄名	償還日	利率	通貨	純資産比率
US TREASURY N/B	2024/08/15	2.375%	米ドル	1.84%
US TREASURY N/B	2017/05/15	4.500%	米ドル	1.57%
US TREASURY N/B	2019/02/15	2.750%	米ドル	1.54%
US TREASURY N/B	2018/08/31	1.500%	米ドル	1.41%
US TREASURY N/B	2021/08/15	2.125%	米ドル	1.41%

※純資産比率は、新光外国債券インデクスマザーファンド(為替ヘッジあり)の純資産総額に対する比率です。

## グローバル高金利通貨マザーファンドの組入上位5銘柄

銘柄名	償還日	利率	通貨	純資産比率

※純資産比率は、グローバル高金利通貨マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※グローバル・ナビは2015年6月30日現在、グローバル高金利通貨マザーファンドを組み入れていないため、銘柄名を記載していません。

- ・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
- ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

## 運用実績

2015年6月30日現在

暦年ベース

## &lt;年間収益率の推移&gt;



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。  
※当ファンドにはベンチマークがありません。  
※2015年については、年初から6月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

## 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（平成26年12月16日から平成27年6月15日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【グローバル・ナビ】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第2期中間計算期間末 平成27年6月15日現在	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	12,275,823
親投資信託受益証券	184,730,447
未収利息	16
流動資産合計	197,006,286
<b>資産合計</b>	<b>197,006,286</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	1,169,198
未払受託者報酬	50,204
未払委託者報酬	1,375,420
その他未払費用	6,421
流動負債合計	2,601,243
<b>負債合計</b>	<b>2,601,243</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	168,012,730
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	26,392,313
（分配準備積立金）	12,348,251
元本等合計	194,405,043
<b>純資産合計</b>	<b>194,405,043</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>197,006,286</b>

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第2期中間計算期間 自 平成26年12月16日 至 平成27年6月15日	
<b>営業収益</b>	
受取利息	2,405
有価証券売買等損益	11,059,026

第2期中間計算期間 自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日	
営業収益合計	11,061,431
営業費用	
受託者報酬	50,204
委託者報酬	1,375,420
その他費用	223,981
営業費用合計	1,649,605
営業利益	9,411,826
経常利益	9,411,826
中間純利益	9,411,826
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	824,352
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	14,019,900
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,316,420
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,316,420
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,531,481
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,531,481
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	26,392,313

### （ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第2期中間計算期間 自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第2期中間計算期間末 平成27年 6月15日現在	
1. 中間計算期間末日における受益権の総数	168,012,730口
2. 中間計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1571円
(1万口当たり純資産額)	(11,571円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第2期中間計算期間 自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日
----	---

その他費用	主に、海外カストディアンに対するカスト ディフィーであります。
-------	------------------------------------

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

第2期中間計算期間末 平成27年 6月15日現在
<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。</p>

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

区分	第2期中間計算期間末 平成27年 6月15日現在
期首元本額	142,177,906円
期中追加設定元本額	40,888,907円
期中一部解約元本額	15,054,083円

## 2 デリバティブ取引等関係

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （参考）

当ファンドは、「ニュー トピックス インデックス マザーファンド」、「新光外国株式インデックス マザーファンド」、「新光日本債券インデックスマザーファンド」、「海外国債マザーファンド」、「新光外国債券インデックスマザーファンド（為替ヘッジあり）」、「グローバル高金利通貨マザーファンド」、「新光」- R E I Tマザーファンド」及び「新光米国 R E I Tマザーファンド」各受益証券を主要投資対象

としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、これら同ファンドの受益証券であります。

(平成27年6月15日現在、「グローバル高金利通貨マザーファンド」の組入れはありません。)

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## ニュー トピックス インデックス マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

平成27年 6月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	508,395,102
株式	13,543,261,120
派生商品評価勘定	4,932,200
未収配当金	96,415,154
未収利息	675
流動資産合計	14,153,004,251
資産合計	14,153,004,251
負債の部	
流動負債	
前受金	6,020,000
未払解約金	14,510,000
流動負債合計	20,530,000
負債合計	20,530,000
純資産の部	
元本等	
元本	6,998,919,845
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	7,133,554,406
元本等合計	14,132,474,251
純資産合計	14,132,474,251
負債純資産合計	14,153,004,251

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金

	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
--	---

（貸借対照表に関する注記）

平成27年 6月15日現在	
1. 担保資産	
先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。	
株式	202,980,300円
2. 計算日における受益権の総数	6,998,919,845口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.0192円
(1万口当たり純資産額)	(20,192円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

平成27年 6月15日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
派生商品評価勘定	
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	
市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	平成27年 6月15日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	8,408,521,786円
期中追加設定元本額	16,100,607円
期中一部解約元本額	1,425,702,548円
同期末における元本の内訳	
ニュー トピックス インデックス	382,122,607円
新光7資産バランスファンド	526,592,933円
ニュー トピックス インデックス(変額年金)	438,269,209円
新光世界バランスファンド35VA(適格機関投資家私募)	1,829,441,715円
新光ワールドバランスファンドVA(適格機関投資家私募)	1,591,348,258円
新光世界バランス35VAT(適格機関投資家私募)	46,907,690円
ワールドバランスファンド30VA(適格機関投資家私募)	1,554,570,988円
ワールドバランスファンド30VA2(適格機関投資家私募)	571,419,276円
世界アセット・アロケーション・ファンド(適格機関投資家私募)	6,302,621円
グローバル・ナビ	24,077,048円
太陽財形株投 太陽一般財形 30	5,372,489円
太陽財形株投 太陽一般財形 50	18,305,209円
太陽財形株投 太陽年金・住宅財形 30	4,189,802円
合計	6,998,919,845円

## 2 デリバティブ取引等関係

### 取引の時価等に関する事項

(株式関連)

種類	平成27年 6月15日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	572,217,800	-	577,150,000	4,932,200
東証株価指数先物	572,217,800	-	577,150,000	4,932,200
合計	572,217,800	-	577,150,000	4,932,200

### 時価の算定方法

先物取引

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

契約額等には手数料相当額を含んでおります。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 新光外国株式インデックスマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

平成27年 6月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	1,060,966,735
コール・ローン	7,023,654
株式	11,233,104,147
投資信託受益証券	1,490,027
投資証券	273,178,649
派生商品評価勘定	6,881,382
未収入金	10,761,112
未収配当金	22,699,982
未収利息	9
差入委託証拠金	226,283,387
流動資産合計	12,842,389,084
資産合計	12,842,389,084
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,057,363
未払金	7
流動負債合計	11,057,370
負債合計	11,057,370
純資産の部	
元本等	
元本	6,222,487,326
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	6,608,844,388
元本等合計	12,831,331,714
純資産合計	12,831,331,714
負債純資産合計	12,842,389,084

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。 投資信託受益証券

	<p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。</p>
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3.収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>(1) 株式及び投資証券</p> <p>原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券</p> <p>原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p>
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

平成27年 6月15日現在	
1. 計算日における受益権の総数	
	6,222,487,326口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.0621円
(1万口当たり純資産額)	(20,621円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成27年 6月15日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	

## 株式

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

## 投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

## 投資証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

## 派生商品評価勘定

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

## コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

区分	平成27年 6月15日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	7,127,974,226円
期中追加設定元本額	42,113,120円
期中一部解約元本額	947,600,020円
同期末における元本の内訳	
新光7資産バランスファンド	526,495,864円
新光外国株式インデックスVA	2,802,239,863円
新光世界バランスファンド35VA（適格機関投資家私募）	706,626,260円
新光ワールドバランスファンドVA（適格機関投資家私募）	508,302,486円
新光世界バランス35VAT（適格機関投資家私募）	118,721,240円
ワールドバランスファンド30VA（適格機関投資家私募）	985,889,840円
ワールドバランスファンド30VA2（適格機関投資家私募）	555,621,297円
世界アセット・アロケーション・ファンド（適格機関投資家私募）	4,460,210円
グローバル・ナビ	14,130,266円

合計	6,222,487,326円
----	----------------

## 2 デリバティブ取引等関係

### 取引の時価等に関する事項

(株式関連)

種類	平成27年 6月15日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年 超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	1,292,725,957	-	1,288,428,901	4,297,056
S&P500 EMINI	900,588,552	-	904,742,475	4,153,923
S&P/TSE 601X	52,292,004	-	51,722,985	569,019
DJ EURO ST50	139,655,300	-	135,905,616	3,749,684
LIFFE FTSE	158,486,552	-	156,495,259	1,991,293
SPI 200	41,703,549	-	39,562,566	2,140,983
合計	1,292,725,957	-	1,288,428,901	4,297,056

### 時価の算定方法

#### 先物取引

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

契約額等には手数料相当額を含んでおります。

契約額等及び時価の邦貨換算額は計算日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 新光日本債券インデックスマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

平成27年 6月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	38,030,900
国債証券	13,724,696,200
地方債証券	1,228,141,900
特殊債券	1,338,360,700
社債券	737,600,000
未収利息	67,523,782
前払費用	1,615,975
流動資産合計	17,135,969,457
資産合計	17,135,969,457

平成27年 6月15日現在

負債の部	
流動負債	
未払金	21,145,600
未払解約金	280,000
流動負債合計	21,425,600
負債合計	21,425,600
純資産の部	
元本等	
元本	14,265,456,933
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,849,086,924
元本等合計	17,114,543,857
純資産合計	17,114,543,857
負債純資産合計	17,135,969,457

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成27年 6月15日現在	
1. 計算日における受益権の総数	14,265,456,933口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1997円
(1万口当たり純資産額)	(11,997円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年 6月15日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	
2. 時価の算定方法	

<p>国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>地方債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>特殊債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>社債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。</p>
--

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

区分	平成27年 6月15日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	14,468,670,820円
期中追加設定元本額	404,229,443円
期中一部解約元本額	607,443,330円
同期末における元本の内訳	
新光日本債券インデックスファンド（DC年金）	114,128,546円
新光7資産バランスファンド	886,444,703円
日本債券ファンド	797,019,432円
新光日本債券インデックスVA	2,372,793,201円
新光世界バランスファンド35VA（適格機関投資家私募）	2,418,972,286円
新光ワールドバランスファンドVA（適格機関投資家私募）	2,624,610,769円
新光世界バランス35VAT（適格機関投資家私募）	162,818,328円
ワールドバランスファンド30VA（適格機関投資家私募）	3,349,638,531円
ワールドバランスファンド30VA2（適格機関投資家私募）	1,506,277,990円
グローバル・ナビ	32,753,147円
合計	14,265,456,933円

## 2 デリバティブ取引等関係

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## 海外国債マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

平成27年 6月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	306,657,552
国債証券	45,696,178,359
未収利息	288,838,910
前払費用	46,411,185
流動資産合計	46,338,086,006
資産合計	46,338,086,006
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	19,871,444,164
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	26,466,641,842
元本等合計	46,338,086,006
純資産合計	46,338,086,006
負債純資産合計	46,338,086,006

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配は使用いたしません。)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成27年 6月15日現在	
1. 計算日における受益権の総数	19,871,444,164口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.3319円
(1万口当たり純資産額)	(23,319円)

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成27年 6月15日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に	
近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	
市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、	
経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

区分	平成27年 6月15日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	22,791,420,858円
期中追加設定元本額	146,994,086円
期中一部解約元本額	3,066,970,780円
同期末における元本の内訳	
海外国債ファンド	12,789,715,782円
海外国債ファンド（3ヵ月決算型）	1,672,980,959円
新光7資産バランスファンド	459,876,018円
海外国債ファンド（1年決算型）	39,711,114円
海外国債ファンド（変額年金）	4,894,233,182円
世界アセット・アロケーション・ファンド（適格機関投資家私募）	2,451,113円
グローバル・ナビ	12,475,996円

合計	19,871,444,164円
----	-----------------

## 2 デリバティブ取引等関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

### 新光外国債券インデックスマザーファンド（為替ヘッジあり）

#### 貸借対照表

（単位：円）

平成27年 6月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	160,907,089
コール・ローン	36,171,515
国債証券	16,344,539,903
派生商品評価勘定	17,203,461
未収利息	166,552,792
前払費用	10,662,737
差入委託証拠金	23,635,530
流動資産合計	16,759,673,027
資産合計	
16,759,673,027	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	183,248,355
流動負債合計	183,248,355
負債合計	
183,248,355	
純資産の部	
元本等	
元本	12,726,747,504
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,849,677,168
元本等合計	16,576,424,672
純資産合計	16,576,424,672
負債純資産合計	16,759,673,027

#### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価	先物取引

方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成27年 6月15日現在	
1. 計算日における受益権の総数	12,726,747,504口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3025円
(1万口当たり純資産額)	(13,025円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成27年 6月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法 国債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。 派生商品評価勘定 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合に は、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合が あります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデ リバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元 本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大き さを示すものではありません。

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

区分	平成27年 6月15日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	13,234,688,062円
期中追加設定元本額	3,580,581円
期中一部解約元本額	511,521,139円
同期末における元本の内訳	
新光ワールドバランスファンドV A（適格機関投資家私募）	7,300,821,851円
新光世界バランス35V A T（適格機関投資家私募）	146,935,414円
ワールドバランスファンド30V A（適格機関投資家私募）	3,890,982,294円
ワールドバランスファンド30V A 2（適格機関投資家私募）	1,373,122,626円
グローバル・ナビ	14,885,319円
合計	12,726,747,504円

## 2 デリバティブ取引等関係

### 取引の時価等に関する事項

(債券関連)

種類	平成27年 6月15日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
債券先物取引				
買建	164,371,460	-	163,442,393	929,067
US 10YR NOTE	31,276,422	-	30,952,187	324,235
US 5YR NOTE	88,242,822	-	87,820,082	422,740
LONG GILT FU	44,852,216	-	44,670,124	182,092
合計	164,371,460	-	163,442,393	929,067

### 時価の算定方法

#### 先物取引

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

契約額等には手数料相当額を含んでおります。

契約額等及び時価の邦貨換算額は計算日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(通貨関連)

種類	平成27年 6月15日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
	うち1年 超			
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	16,774,631,163	-	16,939,756,430	165,125,267
米ドル	7,159,640,869	-	7,146,235,180	13,405,689
カナダドル	386,290,935	-	388,998,940	2,708,005
メキシコペソ	192,281,760	-	190,801,200	1,480,560
ユーロ	6,818,042,300	-	6,970,106,870	152,064,570
英ポンド	1,415,035,328	-	1,433,514,660	18,479,332
スウェーデンク ローナ	83,006,408	-	85,495,620	2,489,212
ノルウェークロー ネ	49,837,725	-	49,959,000	121,275
デンマーククロー ネ	120,944,887	-	123,612,740	2,667,853
ポーランドズロチ	101,459,500	-	103,473,200	2,013,700
オーストラリアド ル	294,382,419	-	296,167,200	1,784,781
シンガポールドル	58,310,896	-	58,302,120	8,776
南アフリカランド	95,398,136	-	93,089,700	2,308,436
合計	16,774,631,163	-	16,939,756,430	165,125,267

## 時価の算定方法

### 為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物売買相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物売買相場の仲値で評価しております。

2) 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 新光J-REITマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

平成27年 6月15日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	34,279,053
投資証券	1,628,682,900
未収配当金	8,920,166
未収利息	45
流動資産合計	1,671,882,164
資産合計	1,671,882,164
負債の部	
流動負債	
未払金	12,846,196
流動負債合計	12,846,196
負債合計	12,846,196
純資産の部	
元本等	
元本	1,037,430,475
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	621,605,493
元本等合計	1,659,035,968
純資産合計	1,659,035,968
負債純資産合計	1,671,882,164

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成27年 6月15日現在	
1. 計算日における受益権の総数	1,037,430,475口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5992円

(1万口当たり純資産額)

(15,992円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成27年 6月15日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。</p> <p>3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合に は、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合が あります。</p>

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

区分	平成27年 6月15日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首にお ける当該親投資信託の元本額	773,946,538円
期中追加設定元本額	361,439,785円
期中一部解約元本額	97,955,848円
同期末における元本の内訳	
新光7資産バランスファンド	669,236,233円
世界アセット・アロケーション・ファンド(適 格機関投資家私募)	3,555,325円
グローバル・ナビ	6,085,072円
新光J-REITオープン(年2回決算型)	358,553,845円
合計	1,037,430,475円

## 2 デリバティブ取引等関係

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## 新光米国REITマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

平成27年 6月15日現在

資産の部	
流動資産	
預金	2,752,654
コール・ローン	6,748,934
投資証券	1,025,682,690
未収配当金	2,279,408
未収利息	8
流動資産合計	1,037,463,694
資産合計	1,037,463,694
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	706,543,444
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	330,920,250
元本等合計	1,037,463,694
純資産合計	1,037,463,694
負債純資産合計	1,037,463,694

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成27年 6月15日現在

1. 計算日における受益権の総数	706,543,444口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4684円
(1万口当たり純資産額)	(14,684円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

平成27年 6月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
ん。
2. 時価の算定方法
投資証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して
おります。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に
近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま
す。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合に
は、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合が
あります。

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	平成27年 6月15日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首にお	
ける当該親投資信託の元本額	840,965,462円
期中追加設定元本額	1,416,518円
期中一部解約元本額	135,838,536円
同期末における元本の内訳	
新光7資産バランスファンド	695,618,948円
世界アセット・アロケーション・ファンド（適	
格機関投資家私募）	4,475,332円
グローバル・ナビ	6,449,164円
合計	706,543,444円

2 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## グローバル・ナビ

(平成27年 6月30日現在)

資産総額	192,755,502円
負債総額	123,276円
純資産総額( - )	192,632,226円
発行済口数	168,094,685口
1口当たり純資産額( / )	1.1460円
(1万口当たり純資産額)	(11,460円)

## (参考) ニュー トピックス インデックス マザーファンド

(平成27年 6月30日現在)

資産総額	13,884,871,344円
負債総額	415,769,949円
純資産総額( - )	13,469,101,395円
発行済口数	6,752,198,181口
1口当たり純資産額( / )	1.9948円
(1万口当たり純資産額)	(19,948円)

## (参考) 新光外国株式インデックスマザーファンド

(平成27年 6月30日現在)

資産総額	12,445,020,450円
負債総額	91,772,395円
純資産総額( - )	12,353,248,055円
発行済口数	6,143,102,683口
1口当たり純資産額( / )	2.0109円
(1万口当たり純資産額)	(20,109円)

## (参考) 新光日本債券インデックスマザーファンド

(平成27年 6月30日現在)

資産総額	17,385,994,382円
------	-----------------

負債総額	70,758,900円
純資産総額（ - ）	17,315,235,482円
発行済口数	14,372,387,574口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2048円
（1万口当たり純資産額）	（12,048円）

## （参考）海外国債マザーファンド

（平成27年 6月30日現在）

資産総額	45,312,572,630円
負債総額	67,000,000円
純資産総額（ - ）	45,245,572,630円
発行済口数	19,508,143,769口
1口当たり純資産額（ / ）	2.3193円
（1万口当たり純資産額）	（23,193円）

## （参考）新光外国債券インデックスマザーファンド（為替ヘッジあり）

（平成27年 6月30日現在）

資産総額	16,975,192,101円
負債総額	289,235,897円
純資産総額（ - ）	16,685,956,204円
発行済口数	12,795,858,365口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3040円
（1万口当たり純資産額）	（13,040円）

## （参考）グローバル高金利通貨マザーファンド

（平成27年 6月30日現在）

資産総額	10,523,249,579円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	10,523,249,579円
発行済口数	9,063,642,000口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1610円
（1万口当たり純資産額）	（11,610円）

## （参考）新光J-REITマザーファンド

（平成27年 6月30日現在）

資産総額	1,698,458,285円
負債総額	27,242,278円
純資産総額（ - ）	1,671,216,007円
発行済口数	1,061,965,213口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5737円
（1万口当たり純資産額）	（15,737円）

## （参考）新光米国REITマザーファンド

（平成27年 6月30日現在）

資産総額	1,004,302,733円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	1,004,302,733円
発行済口数	707,153,945口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4202円
（1万口当たり純資産額）	（14,202円）

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

##### a．資本金の額（平成27年6月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5カ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

##### b．委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。

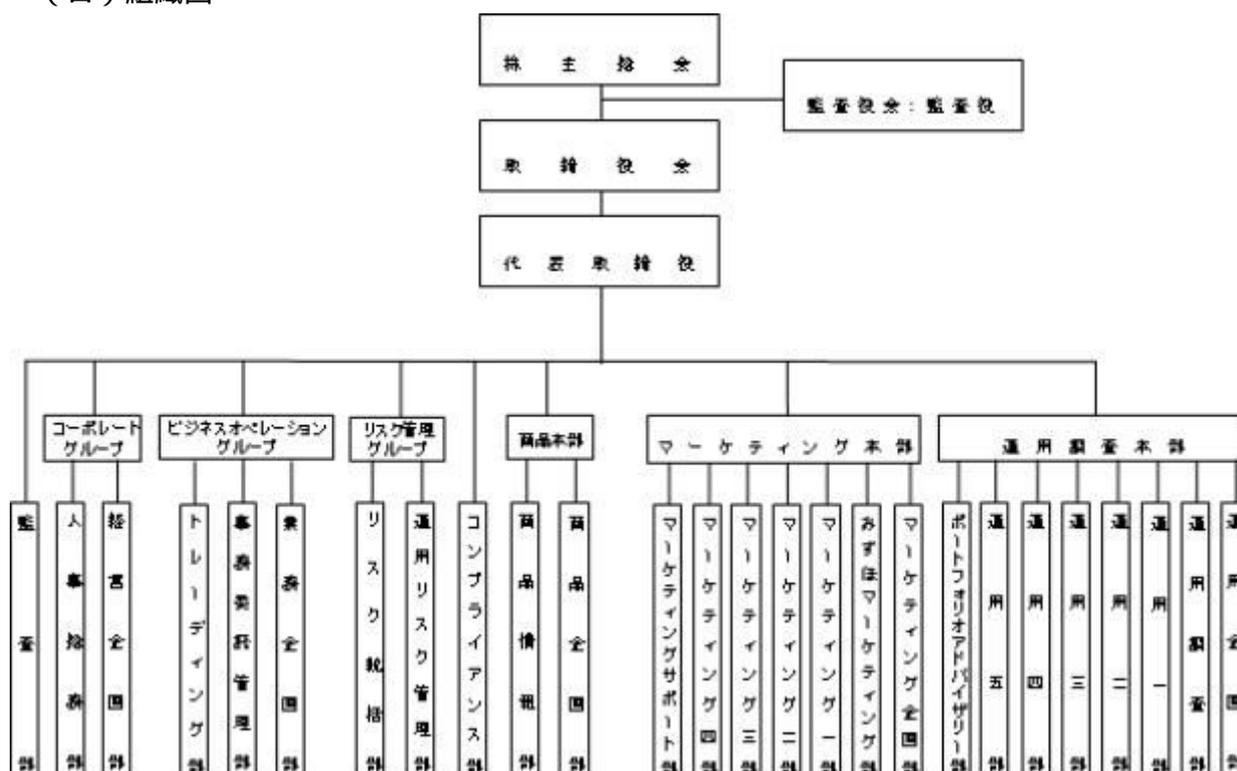
取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

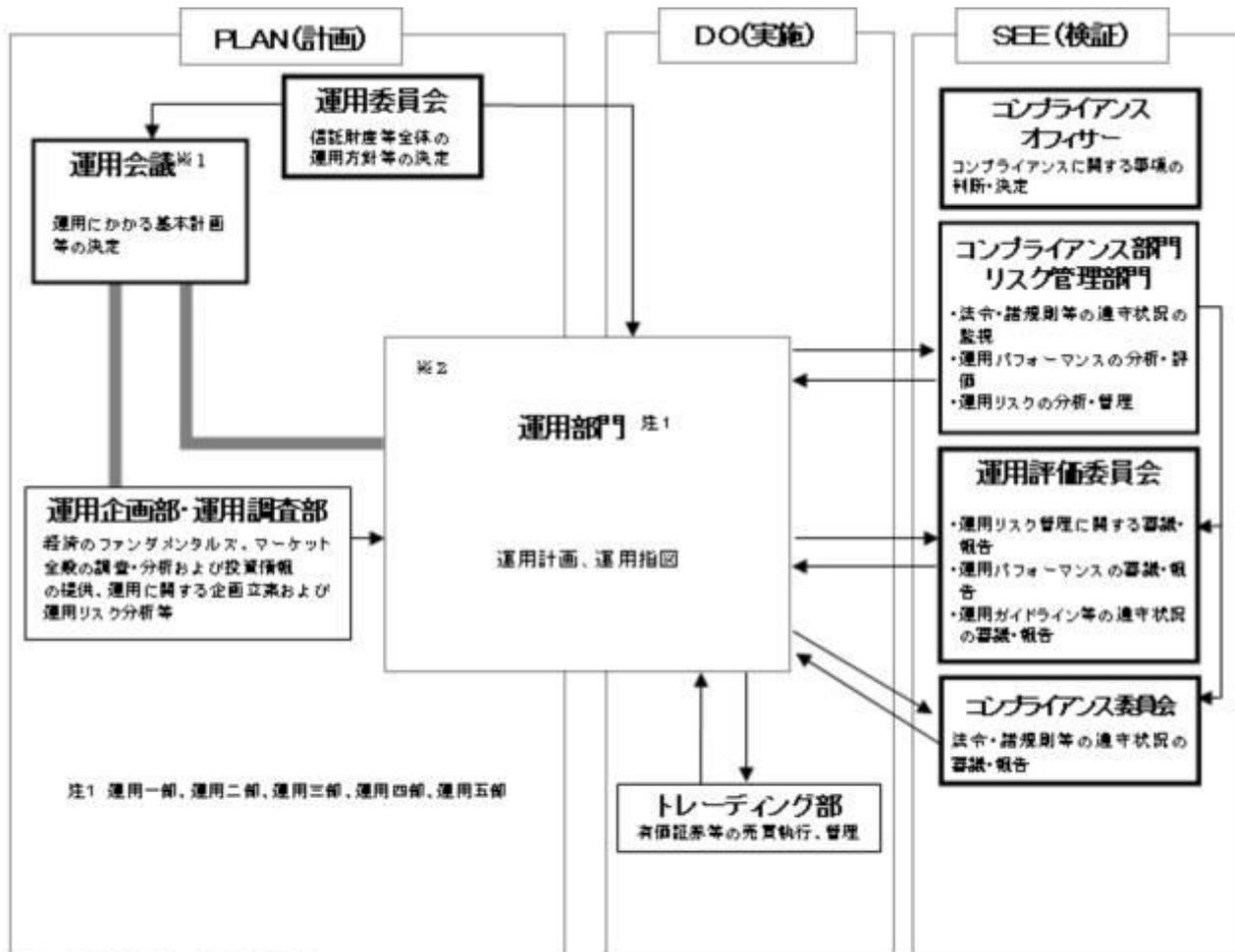
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



## (八) 投資運用の意思決定機構



実績の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～五部)で構成されます。

※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成27年6月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	310	4,293,624
株式投資信託（合計）	281	3,396,503
単位型	46	180,063
追加型	235	3,216,440
公社債投資信託（合計）	29	897,120
単位型	2	2,709

	追加型	27	894,411
--	-----	----	---------

### 3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

#### （1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,492,111	13,427,042
有価証券	3,291,156	3,200,000
貯蔵品	5,188	5,117
立替金	15,778	23,184
前払金	38,614	64,821
前払費用	16,530	18,242
未収入金	-	872
未収委託者報酬	2,654,090	3,187,770
未収運用受託報酬	117,049	99,054
未収収益	6,509	6,338
繰延税金資産	283,616	372,215
流動資産合計	19,920,646	20,404,659
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 12,380	2 12,687
構築物（純額）	2 1,650	2 1,444
器具・備品（純額）	2 99,960	2 86,688
リース資産（純額）	2 340	-
有形固定資産合計	114,332	100,820
無形固定資産		

電話加入権	91	91
ソフトウェア	74,851	85,517
ソフトウェア仮勘定	11,885	669
無形固定資産合計	86,827	86,278
投資その他の資産		
投資有価証券	3,213,218	5,101,854
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	124,152	124,246
長期繰延税金資産	63,925	-
前払年金費用	374,562	396,211
その他	6,632	6,632
投資その他の資産合計	3,859,590	5,706,044
固定資産合計	4,060,749	5,893,143
資産合計	23,981,396	26,297,802

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	21,303	17,893
リース債務	810	345
未払金		
未払収益分配金	177	160
未払償還金	10,100	5,083
未払手数料	1 1,296,830	1 1,558,682
その他未払金	513,148	952,018
未払金合計	1,820,257	2,515,945
未払費用	548,430	722,806
未払法人税等	1,462,380	1,222,883
賞与引当金	362,800	451,000
役員賞与引当金	44,200	66,000
外国税支払損失引当金	-	184,111
訴訟損失引当金	-	30,000
流動負債合計	4,260,181	5,210,985
固定負債		
繰延税金負債	-	89,752
長期リース債務	345	-
退職給付引当金	172,959	155,806
役員退職慰労引当金	31,708	39,333
執行役員退職慰労引当金	102,083	63,916
固定負債合計	307,096	348,809
負債合計	4,567,278	5,559,794
純資産の部		

株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	8,900,000	8,900,000
繰越利益剰余金	2,889,165	3,981,245
利益剰余金合計	12,149,658	13,241,738
自己株式	72,415	72,415
株主資本合計	19,363,242	20,455,322
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,874	282,685
評価・換算差額等合計	50,874	282,685
純資産合計	19,414,117	20,738,008
負債純資産合計	23,981,396	26,297,802

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)		(自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		29,107,010		35,876,795
運用受託報酬		261,777		238,412
営業収益合計		29,368,787		36,115,207
営業費用				
支払手数料	1	15,428,327	1	18,252,669
広告宣伝費		336,593		456,430
公告費		2,919		548
調査費				
調査費		339,210		623,792
委託調査費		4,188,805		5,966,340
図書費		4,862		5,254
調査費合計		4,532,878		6,595,388
委託計算費		1,151,067		1,352,318
営業雑経費				
通信費		37,016		32,335
印刷費		160,606		103,093
協会費		14,992		18,150

諸会費	3,153	3,300
その他	27,521	41,594
営業雑経費合計	243,290	198,475
営業費用合計	21,695,077	26,855,830
一般管理費		
給料		
役員報酬	89,886	96,445
給料・手当	1,326,658	1,368,552
賞与	332,688	336,076
給料合計	1,749,233	1,801,073
交際費	9,349	11,426
寄付金	3,066	3,198
旅費交通費	78,321	100,386
租税公課	65,510	68,508
不動産賃借料	205,792	206,753
賞与引当金繰入	362,800	451,000
役員賞与引当金繰入	44,200	66,000
役員退職慰労引当金繰入	39,756	24,930
退職給付費用	182,850	191,900
減価償却費	63,615	70,676
諸経費	585,445	573,824
一般管理費合計	3,389,942	3,569,678
営業利益	4,283,768	5,689,698

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	143,049	163,006
有価証券利息	6,052	3,853
受取利息	14,495	10,741
時効成立分配金・償還金	4,450	5,080
雑益	20,588	487
営業外収益合計	188,635	183,170
営業外費用		
支払利息	59	26
時効成立後支払分配金・償還金	1,557	3,083
雑損	8,673	3,261
営業外費用合計	10,290	6,371
経常利益	4,462,113	5,866,496
特別利益		
投資有価証券売却益	158,386	68,179

特別利益合計	158,386	68,179
特別損失		
固定資産除却損	3,210	3,177
ゴルフ会員権売却損	2,795	-
投資有価証券売却損	42,388	54,613
投資有価証券評価損	10,974	10,952
外国税支払損失引当金繰入額	-	184,111
訴訟損失引当金繰入額	-	30,000
その他特別損失	-	22,227
特別損失合計	59,368	305,082
税引前当期純利益	4,561,131	5,629,593
法人税、住民税及び事業税	1,905,519	2,111,379
法人税等調整額	113,958	66,999
法人税等合計	1,791,560	2,044,380
当期純利益	2,769,571	3,585,212

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越 利益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003
当期変動額					
別途積立金取崩				1,100,000	1,100,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					2,769,571
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,100,000	1,330,161
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165

	株主資本		評価・換算差額等
	利益剰余金		

	利益 剰余金 合計	自己 株式	株主 資本 合計	その他有価証 券評価差額金	純資産合計
当期首残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	2,769,571		2,769,571		2,769,571
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				55,750	55,750
当期変動額合計	230,161	-	230,161	55,750	174,410
当期末残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

当事業年度（自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金 資本 準備金	利益 準備金	利益剰余金	
				その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越 利益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による 累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当期変動額					
別途積立金取崩					
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					3,585,212
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,045,803
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	3,981,245

	株主資本			評価・換算差額等
	利益剰余金			

	利益 剰余金 合計	自己 株式	株主 資本 合計	その他有価証 券評価差額金	純資産合計
当期首残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117
会計方針の変更による 累積的影響額	46,276		46,276		46,276
会計方針の変更を反映した当 期首残高	12,195,935	72,415	19,409,519	50,874	19,460,393
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	3,585,212		3,585,212		3,585,212
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				231,810	231,810
当期変動額合計	1,045,803	-	1,045,803	231,810	1,277,614
当期末残高	13,241,738	72,415	20,455,322	282,685	20,738,008

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 関連会社株式

総平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

### 3．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

#### (3) 外国税支払損失引当金

証券投資信託の中国株式投資に対する課税規定が明確化されたことに伴い、将来支払う可能性がある金額を見積もり、計上しております。

#### (4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

#### (6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### (7) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### 4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

#### (会計方針の変更)

##### (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が69,164千円増加、退職給付引当金が2,738千円減少し、利益剰余金が46,276千円増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払手数料	760,018千円	777,631千円

2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額(減損損失累計額を含む)の額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	599,157千円	573,602千円

### (損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
支払手数料	8,738,779千円	9,189,399千円

### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

#### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

#### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,386	-	-	9,386

#### 3. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成25年11月15日	平成25年12月20日

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

### 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

### 2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

### 3．配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年12月24日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成26年11月26日	平成26年12月25日

#### (リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### (1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

##### (2)リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

#### (金融商品関係)

##### 1．金融商品の状況に関する事項

###### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行ってまいります。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

###### (2)金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

###### (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先の信用リスク）の管理

預金の預入先については、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

#### 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

#### 流動性リスクの管理

資金繰りについては、資金運用スケジュールを作成し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,492,111	13,492,111	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	6,305,322	6,305,322	-
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	2,654,090	-

当事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,427,042	13,427,042	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,102,802	8,102,802	-
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	3,187,770	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 (単位：千円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## (注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 前事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,491,981	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有 価証券 その他有価証券	3,291,156	380,080	1,261,941	269,692
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	-	-	-

## 当事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,426,934	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有 価証券 その他有価証券	3,200,000	2,060,328	1,537,061	63,735
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	-	-	-

## (有価証券関係)

## 1. 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

## 前事業年度（平成26年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券 国債・地方債等	-	-	-

	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,920,996	1,709,935	211,061
	小計	1,920,996	1,709,935	211,061
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,384,326	4,516,340	132,014
	小計	4,384,326	4,516,340	132,014
合計		6,305,322	6,226,275	79,047

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 当事業年度（平成27年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,787,026	2,215,104	571,921
	小計	2,787,026	2,215,104	571,921
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,315,776	5,470,388	154,612
	小計	5,315,776	5,470,388	154,612
合計		8,102,802	7,685,493	417,309

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3．売却したその他有価証券

#### 前事業年度（平成26年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-

社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,209,919	158,386	42,388
合計	1,209,919	158,386	42,388

## 当事業年度（平成27年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	503,565	68,179	54,613
合計	503,565	68,179	54,613

## 4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について10,952千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

## （退職給付関係）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

## 2．確定給付制度

## (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,281,738	1,424,739
会計方針の変更による累積的影響額	-	71,902
会計方針の変更を反映した期首残高	1,281,738	1,352,836
勤務費用	80,449	90,967
利息費用	19,226	9,476
数理計算上の差異の発生額	91,561	31,927
退職給付の支払額	48,235	73,269
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	1,424,739	1,348,083

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	1,018,974	1,157,054
期待運用収益	20,379	23,141
数理計算上の差異の発生額	70,810	108,961
事業主からの拠出額	78,919	78,464
退職給付の支払額	32,029	38,450
年金資産の期末残高	1,157,054	1,329,170

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,187,071	1,111,797
年金資産	1,157,054	1,329,170
	30,017	217,373
非積立型制度の退職給付債務	237,668	236,285
未積立退職給付債務	267,685	18,912
未認識数理計算上の差異	496,048	270,020
未認識過去勤務費用	26,759	10,703
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603	240,404
退職給付引当金	172,959	155,806
前払年金費用	374,562	396,211
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603	240,404

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用(注1)	110,782	119,135
利息費用	19,226	9,476
期待運用収益	20,379	23,141
数理計算上の差異の費用処理額	72,344	85,138
過去勤務費用の費用処理額	16,055	16,055
確定給付制度に係る退職給付費用	165,917	174,553

(注) 1. 執行役員退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(前事業年度30,333千円、当事業年度28,168千円)については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

## (5)年金資産に関する事項

前事業年度	当事業年度
-------	-------

(平成26年3月31日)

(平成27年3月31日)

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	41.3%	39.4%
債券	25.6%	27.3%
共同運用資産	18.3%	21.0%
生命保険一般勘定	11.2%	10.6%
現金及び預金	3.3%	1.4%
合計	100%	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
割引率	1.5%	0.0720% ~ 1.625%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率(平均)	2.6%	2.6%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度16,933千円 当事業年度17,347千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度	当事業年度
(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)

繰延税金資産		
賞与引当金	145,054千円	170,920千円
減価償却超過額	1,076	896
退職給付引当金	98,025	70,882
役員退職慰労引当金	11,300	12,688
投資有価証券評価損	12,705	15,033
非上場株式評価損	28,430	25,733
未払事業税	103,536	90,342
外国税支払損失引当金	-	60,867
訴訟損失引当金	-	9,918
その他	109,079	87,621
繰延税金資産小計	509,208	544,905
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	509,208	544,905
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	28,172	134,624
前払年金費用	133,494	127,817
繰延税金負債合計	161,666	262,442
繰延税金資産の純額	347,542	282,463

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	283,616千円	372,215千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	63,925	-
固定負債 - 長期繰延税金負債	-	89,752

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率の変更等を行っております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が19,637千円減少し、その他有価証券評価差額金が14,105千円、法人税等調整額が33,742千円、それぞれ増加しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び  
 当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

### 1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

### 2．地域ごとの情報

#### （1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

#### （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

### 3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

### 関連当事者情報

#### 1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	8,738,779	未払手数料	760,018
-----	-----------	---------	-------------	---------	-----------------------------	-----------------------------	--------------------------------	-----------	-------	---------

## 当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	9,189,399	未払手数料	777,631

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロバティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	175,003	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払  ハウジングサービス料支払	105,424  16,824	その他未払金  その他未払金	8,030  1,472

							メールシステムサービス料支払	36,923	その他未払金	3,230
							IT関連業務支援	4,145	その他未払金	1,648

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	175,210	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	92,974	その他未払金	8,479
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,514
							メールシステムサービス料支払	36,923	その他未払金	3,323
							IT関連業務支援	18,002	その他未払金	1,736

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (1) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- (2) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- (3) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

## みずほ証券株式会社（非上場）

## （1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	10,703円18銭	11,433円05銭
1株当たり当期純利益金額	1,526円89銭	1,976円56銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益金額（千円）	2,769,571	3,585,212
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	2,769,571	3,585,212
期中平均株式数（千株）	1,813	1,813

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 5【その他】

## &lt;訂正前&gt;

## a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

## b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成26年12月24日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

## &lt;訂正後&gt;

## a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

## b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## &lt;訂正前&gt;

## (1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

## a. 資本金の額

平成26年9月末現在、342,037百万円

## b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) みずほ信託銀行株式会社（「投資顧問会社」）

## a. 資本金の額

平成26年9月末現在、247,369百万円

## b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (3) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

## 販売会社一覧表

（資本金の額は平成26年9月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
大山日ノ丸証券株式会社	215	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167	同上

## &lt;訂正後&gt;

## (1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

## a. 資本金の額

平成27年3月末現在、342,037百万円

## b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) みずほ信託銀行株式会社（「投資顧問会社」）

## a. 資本金の額

平成27年3月末現在、247,369百万円

## b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (3) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

## 販売会社一覧表

（資本金の額は平成27年3月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容

大山日ノ丸証券株式会社	215	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167	同上

## 独立監査人の中間監査報告書

平成27年8月4日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ナビの平成26年12月16日から平成27年6月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・ナビの平成27年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年12月16日から平成27年6月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月12日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。